

第2編 地震・津波編

地震・津波編は、地震・津波対策に係る応急対策計画及び災害復旧・復興計画である。

第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、若しくは応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第1節 組織・動員計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 配備体制	○			各対策班	防災関係機関
第2 村対策本部の設置	○			各対策班	

本節では、災害対策本部の設置、組織、編成、所掌事務及び災害対策要員等について定め、迅速かつ的確に応急対策を図る。

第1 配備体制

地震・津波に対する村職員の配備基準、体制は次のとおりとし、村内の震度、地震・津波情報の種類によっては自動配備をとる。非常配備職員の編成計画は毎年作成し、職員に周知しておく。

《地震・津波時の非常配備基準》

配備	配備基準	配備内容
第1 配備 (災害対策準備体制)	① 気象庁が、本村で震度4を観測した旨を発表したとき《自動配備》 ② 気象庁が、沖縄本島地方に津波注意報を発表したとき。《自動配備》 ③ その他、村長が必要と認めたとき	各班の情報収集担当及び連絡担当員は、配置につくものとする。他の職員は自宅待機とする。
第2 配備 (警戒体制) 災害警戒本部	① 本村で強い揺れ（震度4程度以上）または弱くても長い間揺れを感じたとき《自動配備》 ② 気象庁が本村に震度5弱以上を観測された旨を発表したとき《自動配備》 ③ 気象庁が沖縄本島地方に津波警報を発表したとき《自動配備》 ④ その他、村長が必要と認めたとき	各班の警戒本部要員は配備につくものとする。他の職員は配備につく体制をとる。
第3 配備 (救助体制) 災害対策本部	① 気象庁が本村で震度6弱以上を観測した旨を発表したとき《自動配備》 ② 気象庁が沖縄本島地方に大津波警報を発表したとき《自動配備》 ③ その他、村長が必要と認めたとき	動員可能な職員をもってあてる。完全な非常体制とする。

また、職員は非常配備の際及び非常配備に備え、次の事項を遵守する。

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- ② 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- ③ 状況に応じて不急の行事、会議、出張等中止する。
- ④ 正規の勤務時間が終了しても所属班長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ⑤ 速やかに災害対策作業を開始できる服装、名札等を用意する。
- ⑥ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

1 職員の動員

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送及び各課への連絡等を通じて各職員に非常配備を周知する。動員職員は、直ちにあらかじめ指定された参集場所に参集する。

なお、体感や身の回りの状況から、震度5弱以上のゆれが発生したと推定できる場合は、推定震度に相当する配備体制をとる。

また、被害状況等により、職員の安否を確認した上で必要に応じて村長判断による配備体制をとる。

(2) 勤務時間外

ア 状況確認

村職員は、地震が発生した場合や地震・津波に関する情報が発表された場合、震度及び警報等の種類をテレビ、ラジオ、インターネット等で速やかに確認し、自らの配備基準に該当する場合は、家族の身の安全を確認した後、できる限り早く登庁し、配備に就く。

なお、地震災害時には道路の寸断や交通渋滞の可能性があるため、自動車の使用は控え、徒歩又は自転車やバイクを利用する。

イ 参集行動

避難所担当職員等はあらかじめ指定された場所に参集し、その他の職員は通常の勤務場所に参集する。緊急に参集する際は、防災服又は作業に適する服装を着用し、身分証明書を携帯する。

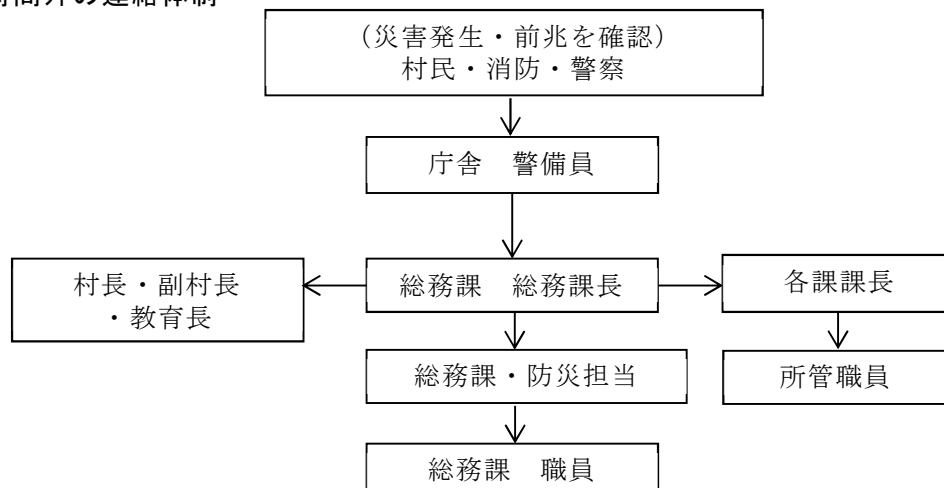
参集途上においては可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集施設の責任者に報告するほか、参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報し、援助を求める。

なお、災害の状況により参集場所への移動が不可能な場合は最寄りの村の施設に参集し、当該施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

ウ 夜間・休日等における連絡体制

夜間、休日等における庁内の連絡体制は次のとおりとする。

■勤務時間外の連絡体制



2 警戒活動（災害対策本部設置前）

(1) 課長の対応

各課長は、地震・津波が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合、非常配備等の指示の有無に係わらず必要な職員を配置して警戒活動を開始する。

警戒配備態勢が発令された場合は、あらかじめ定める任務分担に基づき、所属職員の指揮をとる。また、配備した職員や活動状況を総務課に随時報告する。

総務課長は、村長及び副村長が不在かつ緊急を要する場合、村長、副村長に代わって次の行為をすることができる。

この場合、総務課長は、その旨を速やかに村長に報告する。

- ① 避難指示等の発令（災害対策基本法第 56 条、第 60 条、村長の権限）
- ② 警戒区域の設定（災害対策基本法第 63 条、村長の権限）
- ③ 通行規制（道路法第 46 条、道路管理者の権限）

(2) その他の職員の対応

勤務時間外に参集した職員は、課長等の指示に基づき、警戒活動を開始する。

役場においては、概ね次の警戒活動を実施するものとし、課長等の指示がない場合、参集職員は積極的にこれらの活動に協力する。

- ① 防災行政無線（同報系）、防災アプリ等による住民への情報伝達
- ② 防災行政無線（移動系）等による情報収集
- ③ 県及び防災関係機関との情報連絡
- ④ 災害対策本部設置の準備
- ⑤ 避難所、救護所の設置準備及び開設運営の支援、その他救護活動の準備
- ⑥ 住民からの通報等の対応
- ⑦ 参集職員の指揮
- ⑧ 自主防災組織（自治会等）役員との連絡調整
- ⑨ 災害情報の収集
- ⑩ 住民への避難の呼びかけ
- ⑪ その他総務課長等の指示事項

第2 村災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、「非常配備基準（災害時）」の第3配備に該当する場合、宜野座村災害対策本部（以下「村本部」という。）を設置する。

ただし、村長不在の場合は、以下の順位により権限を委任する。

第1順位	副村長
第2順位	教育長
第3順位	総務課長

この場合は事後速やかに村長に報告し承認を得る。

(2) 本部室の設置

本部室を役場庁舎3階大会議室に設置する。

また、役場庁舎が使用不能な場合は、中央公民館に設置する。

(3) 設置の通知

村本部を設置したときは県に通知するほか、村職員その他必要な機関に周知する。

担当班	通知または公表先	通知または公表の方法
企画班 (企画課)	村各対策班	庁内放送、電話、その他迅速な方法
	報道機関	電話その他迅速な方法
総務班 (総務課)	地域住民	テレビ、ラジオ、村防災行政無線 広報車その他迅速な方法
	県	電話その他迅速な方法
	石川警察署	電話その他迅速な方法
各主管部担当班	関係機関	電話その他迅速な方法

(4) 廃止基準

災害対策本部の廃止の時期は、本部長が以下の廃止基準に基づいて行う。

- | |
|-------------------------------|
| ① 予想された災害の危険性が解消したと認められるとき。 |
| ② 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。 |

また、村本部を解散した場合、1の「(3) 設置の通知」に準じて関係機関に通知する。

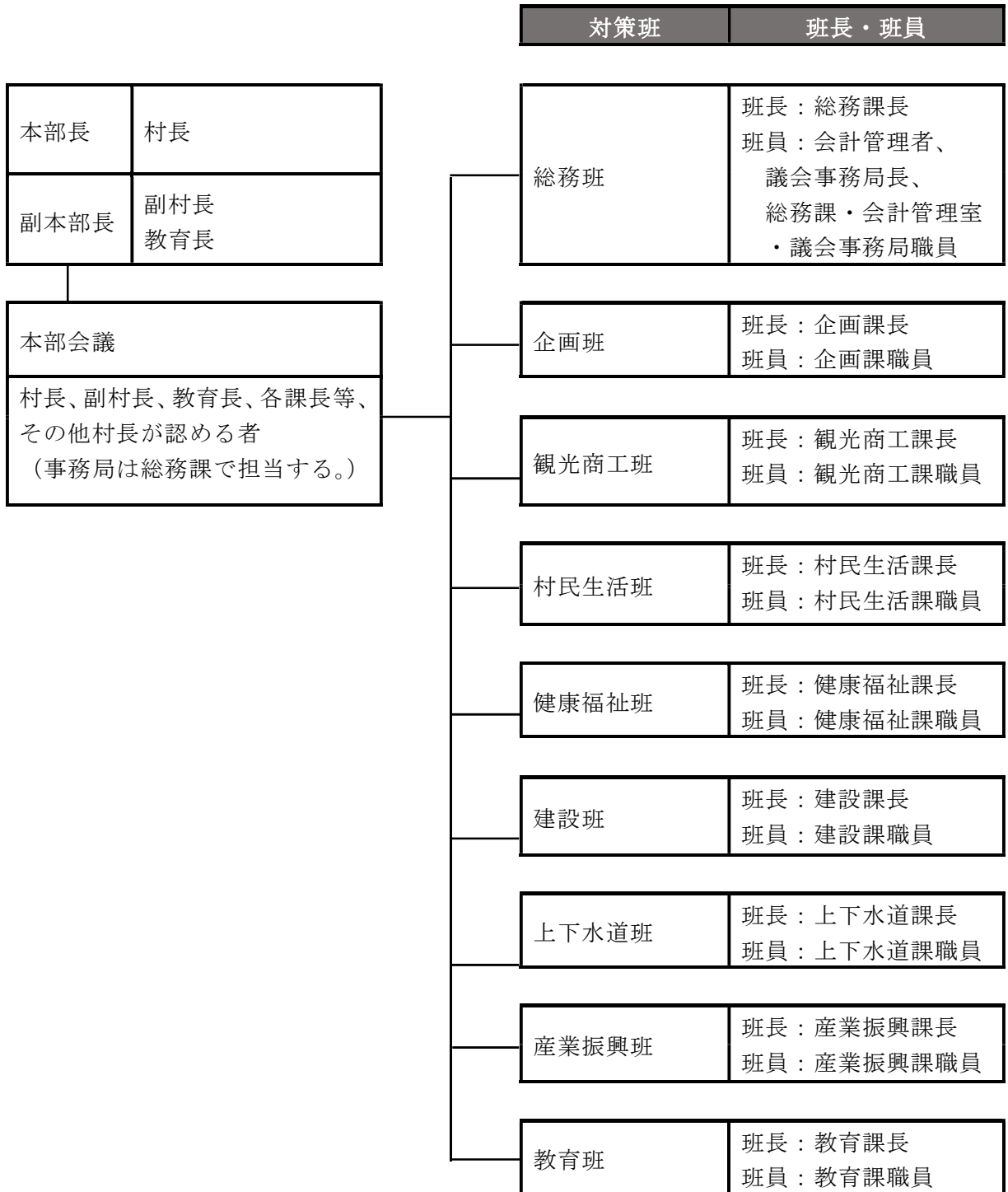
なお、本部解散後においても継続すべき被災者支援や災害復旧等の事務がある場合は、当該事務を担当する班を構成する課のいずれかに引き継ぐほか、必要に応じて復旧対策本部を設置して事務を継承する。復旧対策本部の組織体制及び事務分掌等は災害対策本部に準ずるものとし、最小限の部班及び職員で構成する。

2 本部組織の確立・運営

(1) 本部組織の確立

村長は、宜野座村災害対策本部条例に基づき、次の組織体制を確立する。

■ 災害対策本部組織図 ■



(2) 編成及び所掌事務

災害対策本部の所掌事務は以下のとおりとする。

■宜野座村災害対策の所掌事務（配備要員含む。）■

組織機構			所掌事務			配備要員数		
班	班長	班員	第1配備	第2配備	第3配備	第1配備	第2配備	第3配備
総務班	総務課長	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の設置及び廃止に関する事 2. 防災会議に関する事 3. 防災関係機関等との連絡調整及び要請に関する事 4. 気象情報等の受理に関する事 5. 災害時の避難指示に関する事 6. 各対策班の所掌事務に関する事 7. 各対策班への連絡調整に関する事 8. 災害非常（警戒）配備体制の指示、伝達及び職員の非常招集に関する事 9. 職員の動員及び配備・サービスに関する事 10. 災害時における村有車両の管理に関する事 11. 人員及び救援物資等の輸送に関する事 12. 非常通信、防災行政無線の運用及び確保に関する事 13. 災害対応従事職員の健康管理及び公務災害に関する事 14. 災害対策本部長及び副本部長の秘書に関する事 15. 災害に関する情報の総括及び県、その他関係機関に対する被害報告に関する事 16. 災害救助法の適用に関する事 17. 自衛隊への災害派遣要請に関する事 18. 県及び防災関係機関への応援要請に関する事 19. 罹災証明書の発行（火災以外）に関する事 20. 村有財産の被害状況の調査収集及び災害対策に関する事 21. 村庁舎（対策本部設置建物）等の防災及び保全に関する事 22. 各公民館への自治会長待機等の指示に関する事 23. 防災知識の普及及び防災訓練の実施に関する事 24. 災害時の危険物等の保安に関する事 25. その他の班に属さないこと 	4	6	全員		
		会計管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関する事 2. 災害対策に必要な経費の予算措置に関する事 3. 義援金品、見舞金品、救援物資等の受入れに関する事 4. 救援物資、見舞金品等の配分に関する事 	1	2	全員		
		議世事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総務課の応援に関する事 2. 他班の調整に関する事 	1	2	全員		

組織機構			所 掌 事 務	配備要員数		
班	班長	班員		第1 配備	第2 配備	第3 配備
企画班	企画課長	企画課	1. 各対策班からの災害情報、被害状況の把握及び本部会議、総務班（事務局）への報告に関する事 2. 所管施設の災害対策及び応急復旧に関する事 3. 災害写真、災害記録等の収集及び収録に関する事 4. 災害に対する広報、公聴及び報道機関との連絡に関する事 5. 災害現地視察調査に関する事 6. 災害見舞い及び視察者の応接に関する事 7. 全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する事 8. 沖縄防衛局との連絡調整に関する事 9. 他班の応援に関する事	2	4	全員
観光商工班	観光商工課長	観光商工課	1. 所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関する事 2. 所管施設の災害対策及び応急復旧に関する事 3. 観光客・旅行者等への対応・情報提供等に関する事 4. 労務者の雇用に関する事 5. 商工関連等の災害対策及び被害調査・復旧に関する事 6. 被災商工業者に対する融資対策に関する事 7. 他班の応援に関する事	1	3	全員
村民生活班	村民生活課長	村民生活課	1. 避難所の開設及び運営・管理に関する事 2. 所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関する事 3. 遺体の収容及び埋火葬許可証の発行に関する事 4. 応急食料、その他生活必需品の調達、配分及び管理に関する事 5. 機材及び物品の調達、配分に関する事 6. 災害に伴う村税の申告期限の延長及び減免等の村税緩和措置に関する事 7. 地域組織（自治会等）における自主防疫の応急助成に関する事 8. 防疫に関する県関係機関（保健所等）との連絡調整に関する事 9. し尿処理及びごみ・災害廃棄物の収集運搬及び処理に関する事 10. 被災地域の環境衛生にかかる防疫に関する事 11. 災害地域及び指定緊急避難場所・指定避難所における清掃、衛生及び防疫に関する事 12. 災害時のペット対策に関する事 13. 所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関する事 14. 遺体の収容及びこれに必要な処置に関する事 15. 他班の応援に関する事	1	5	全員

組織機構			所掌事務・	配備要員数		
班	班長	班員		第1配備	第2配備	第3配備
健康福祉班	健康福祉課長	健康福祉課(保育所)	1. 福祉避難所の開設及び運営に関する事 2. 要配慮者の避難支援対策に関する事 3. 保育児童の避難に関する事 4. 所管施設の災害対策及び応急復旧に関する事 5. 被災者に対する保険税(料)及び各種利用料の徴収猶予及び減免措置に関する事 6. 要配慮者に対する応急仮設住宅への入居及び健康管理に関する事 7. 救護所の開設及び救急医療品等の調達・配分に関する事 8. 村社会福祉協議会及び災害ボランティアセンターとの調整に関する事 9. 被災者に対する健康相談・指導に関する事 10. 医療施設、社会福祉施設、保育施設等の避難計画及び連絡調整に関する事 11. 感染症対策等に関する事 12. 災害時における医療及び助産に関する事 13. 所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関する事 14. 他班の応援に関する事	2	9 (2)	全員
建設班	建設課長	建設課	1. 所管施設(道路、橋りょう、公園、河川、排水路、海浜等)の災害対策に関する事 2. 所管施設の警戒巡視及び応急対策に関する事 3. 洪水、豪雨等による風水害応急対策に関する事 4. 河川、溝渠、排水路、海浜の災害応急復旧処置に関する事 5. 所管施設の災害復旧工事に関する事 6. 重要物流道路及び所管道路(村道)の交通規制に関する事 7. 道路、橋りょう等の障害物の除去(一時保管を含む)に関する事 8. 所管施設の被害調査に関する事 9. 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事 10. 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事 11. 災害対策用資機材の運用に関する事 12. 所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関する事 13. 他班の応援に関する事	1	4	全員

組織機構			所 掌 事 務	配備要員数		
班	班長	班員		第1 配備	第2 配備	第3 配備
上下水道班	上下水道課長	上下水道課	1. 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること 2. 災害時の給水に関すること 3. 上水道施設災害の被害調査及び応急対策に関すること 4. 災害時における水質検査に関すること 5. 給水活動の協力する団体等との連絡調整に関すること 6. 給水、その他必要事項の住民への広報に関すること 7. 給水のための輸送に関すること 8. 災害対策資機材の調達に関すること 9. 所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関すること 10. 下水道施設の災害対策及び被害調査に関すること 11. 下水道施設（ポンプ場等）の災害対策及び被害調査に関すること 12. 下水道使用の復旧に協力する団体等の連絡調整に関すること 13. 災害時の下水道使用、その他必要事項の住民への広報 14. 生活用水関連ダム施設（宜野座大川ダム）に関すること 15. 他班の応援に関すること	1	3	全員
産業振興班	産業振興課長（農業委員会）	産業振興課（農業委員会）	1. 農作物及び畜産の被害調査並びにその対策に関すること 2. 家畜の防疫に関すること 3. 動物の死体の収容・処理に関すること（家畜） 4. 村有林野の林産物や林業施設の災害対策及び被害調査に関すること 5. 農道等の土木関係災害に対する警戒巡視と災害応急対策に関すること 6. 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること 7. 水産関係の被害調査及びその対策に関すること 8. 漁港施設の警戒及び応急対策に関すること 9. 所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関すること 10. 農地及び農業施設の災害対策及び復旧に関すること 11. 農業用水関連ダム施設（潟原ダム、鍋川ダム、宜野座ダム）の災害対策及び復旧に関すること 12. 災害対策資材の調達に関すること 13. 被災農林水畜産生産者への融資対策に関すること 14. 他班の応援に関すること	1	5 (2)	全員

組織機構			所 掌 事 務			配備要員数		
班	班長	班員				第1 配備	第2 配備	第3 配備
教育班	教育課長	教育課	1. 教育施設の災害予防及び応急対策に関すること 2. 社会教育施設の災害予防及び応急対策に関すること 3. 防災知識の普及及び防災訓練の実施に関すること 4. 幼児・児童・生徒の避難に関すること 5. 所管施設の指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営に関すること 6. 避難所における炊き出しに関すること 7. 災害時の教育指導に関すること 8. 教材及び学用品の供給等に関すること 9. 幼児・児童・生徒の保健及び学校給食に関すること 10. 物品調達手続き及び経理に関すること 11. 各学校との連絡に関すること 12. 給食センター（調理場）との連絡に関すること 13. 文化財の災害対策及び被害調査報告に関すること 14. 災害救助活動に協力する婦人会、青年会等との連絡調整に関すること 15. 所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関すること 16. 他班の応援に関すること			2	6	全員

(3) 本部員会議

災害対策の実施上必要があるときは、本部会議を開催する。

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

また、会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

■本部員会議の協議事項■

- ① 職員の配備体制の変更及び解除に関すること。
- ② 災害情報の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ③ 各部間の調整事項に関すること。
- ④ 国、県、他町村、その他防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
- ⑤ 災害救助法適用協議に関すること。
- ⑥ その他災害対策に関する重要な事項に関すること。

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 緊急地震速報	○			総務班	沖縄气象台、県
第2 地震情報等の種類及び発令基準	○			総務班	沖縄气象台、県
第3 津波警報等の種類及び発令基準	○			総務班	沖縄气象台、県
第4 津波警報等の伝達	○			総務班、企画班	各関係機関
第5 近地の地震・津波に対する自衛処置	○			総務班	各関係機関

本節では、地震・津波被害の拡大を未然に防止するため、緊急地震速報、大津波警報、津波警報・注意報等の情報を迅速かつ的確に収集伝達するための体制について示す。

第1 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

地震動の特別警報・警報及び予報の区分及び名称

区分	情報発表	内容
地震動特別警報 地震動警報	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに※、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの（このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合は地震動特別警報に位置づけられている。）
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上または長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの

※ 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

(注) 緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

《緊急地震速報で用いる区域の名称》

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
沖縄県	沖縄本島北部	名護市、国頭郡（国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、 宜野座村 、金武町、伊江村）、島尻郡の一部（粟国村、伊平屋村、伊是名村）

第2 地震情報等の種類及び発令基準

気象庁は、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下の地震情報を発表する。

《地震に関する情報》

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表*。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

地震情報の種類	発表基準	内容
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

《地震動に関する解説資料等》

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表 (遠地地震による発表時除く) ・(担当地域で) 震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料 (全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料 (地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1～2 時間を目途に第 1 号を発表する。 ・地震解説資料 (全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料 (地域詳細版) 地震解説資料 (全国詳細版) 発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料 (地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。
地震活動図	・定期 (毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び) その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

第3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）及び津波情報を発表する。

1 津波警報等

地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波の特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報 では予想される津波の高さも数値で発表する。

《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最高高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最高高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最高高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最高高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害	1m (0.2m≤予想される津波の最高高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸か

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
	のおそれがある場合			ら離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

2 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

《津波情報の種類》

種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さの表)を発表。(※1)
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。(※2)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。(※3)

(※1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

種 類	発 表 内 容
	<p>(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ○最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p>(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ○最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

《沿岸で観測された津波の最大波の発表内容》

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

《沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容》

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

《津波予報の発表基準と発表内容》

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

4 津波予報区









日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。その内、宜野座村が属する津波予報区は、以下のとおりである。

《沖縄県が属する津波予報区》

津波予報区	区域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。


《津波警報・注意報の標識》

標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	
津波注意報 及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識は、次のとおりである。

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標 識
津波注意報標識	
津波警報標識	
大津波警報標識	

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。また認知度向上に向けて様々な媒体を活用して周知に努める。

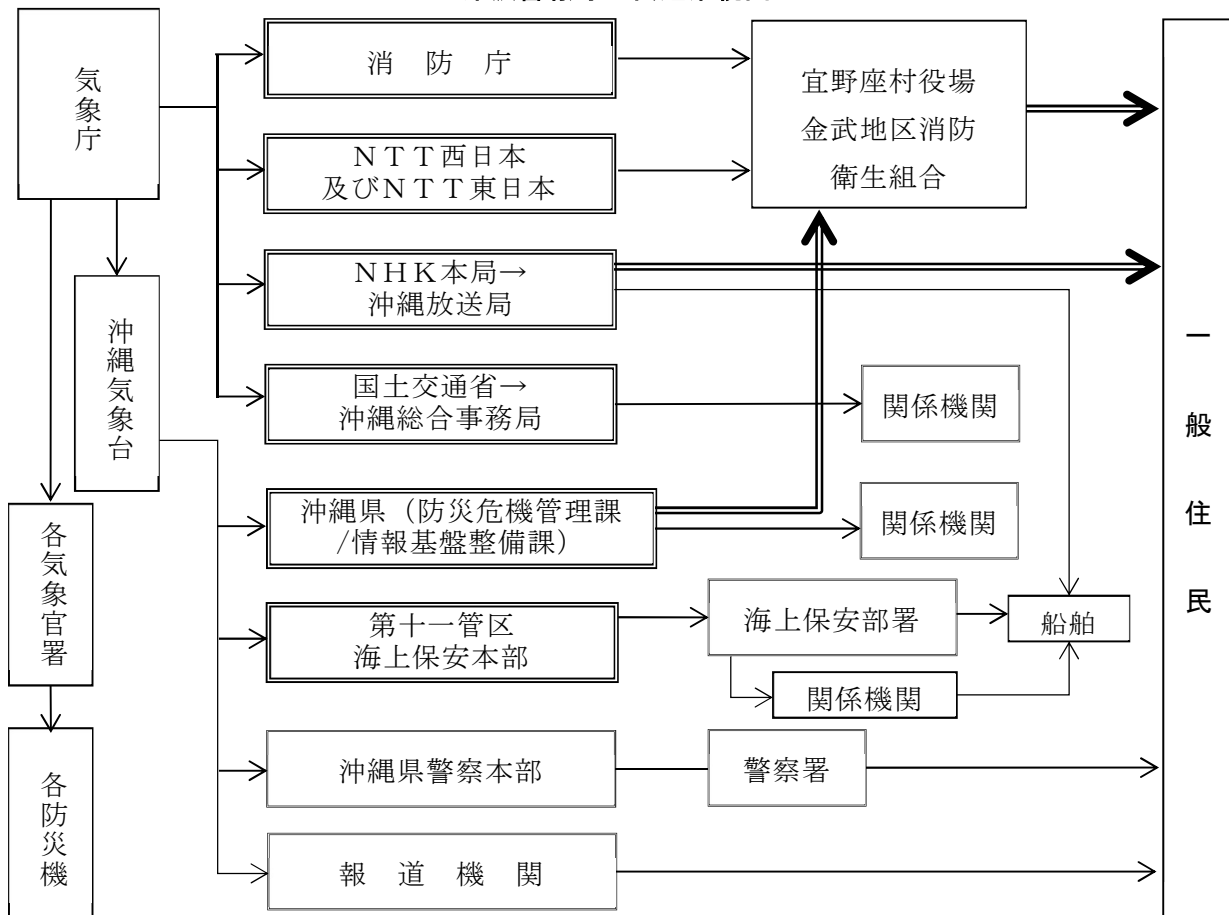
第4 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、「地震情報及び津波警報等の伝達系統図」のとおりである。

情報の発表を知り得た村、防災関係機関、団体等は、あらかじめ村防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び津波警報、大津波警報の場合については、緊急速報メール(エリアメール)、防災行政無線等を活用して直ちに住民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

《津波警報等の伝達系統図》



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条等の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第5 近地地震津波に対する自衛処置

村長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、市町村防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう勧告・指示するものとする。

ホテルや道の駅等の施設については、各施設管理者が館内放送や拡声器等で呼びかけるとともに、可能であれば施設周辺の観光客等に対してもあわせて呼びかける。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

第3節 災害通信計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 通信の協力体制	○			総務班	各放送機関、N T T西日本、石川警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会
第2 通信設備の利用法	○			総務班	各放送機関、N T T西日本、石川警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会
第3 村における措置	○			総務班	各放送機関、N T T西日本、石川警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会

この計画は、災害に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信体制の万全を期するためのものである。

第1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

第2 通信設備の利用方法

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

1 電気通信事業用設備の利用

(1) 非常扱いの通話

村及びその他災害対策関係機関は、事前に最寄りのN T T西日本沖縄支店に連絡し、「災害時優先電話」を指定する。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、以下に掲げる事項の市外通話に対しその取扱いをする。

ア 非常扱いの通話は、以下の事項を内容とする通話を以下の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの通話は、以下の事項を内容とする通話を以下の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの通話を取り扱う機関相互間 (前項の表中8欄に掲げるものを除く。) (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)預貯金業務を行う金融機関相互間

通話の内容	機関等
	(4)国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間

(2) 電報による通信ア 非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

イ 緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報で、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

ウ 非常電報・緊急電報の利用方法

(ア) 115 番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。

(イ) NTTコミュニケータが出たら

- a 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
- b あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
- c 届け先、通信文等を申し出る。

2 専用通信設備の利用

村は、電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続により利用する。

- 第十一管区海上保安本部通信設備
- 警察通信設備
- 気象官署通信設備
- 沖縄電力通信設備
- 沖縄総合事務局開発建設部通信設備

3 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信を利用する。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するもののほか、以下に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを考慮する。

- 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- 各防災会議
- 日本赤十字社
- 全国消防長会
- 電力会社
- その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

第3 村における措置

1 有線放送設備の利用

村は、住民への警報、避難指示等の伝達が迅速に行われるよう、その利用についてあらかじめ施設の管理者と協議しておく。

2 通信設備優先利用の協定

村は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておく。

3 放送要請の依頼

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合においてテレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡する。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 村・防災関係機関の役割	○			総務班	沖縄県、防災関係機関
第2 災害状況等の収集	○			各対策班	防災関係機関
第3 地震発生直後の第1次情報の報告	○	○		総務班	防災関係機関
第4 災害報告	○	○		総務班	沖縄県、防災関係機関

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象予警報等や被害状況報告並びにその他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであり、迅速かつ的確な収集及び伝達の要領等について定める。

第1 村・防災関係機関の役割

1 村の役割

村域内で発生した被害状況を迅速かつ的確に調査収集し、所定の手続きに従って県に報告する。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。

被害が甚大なため被害調査が困難なときは、県又は関係機関に応援を求めて実施する。

2 消防機関の役割

金武地区消防衛生組合等消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告する。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

3 沖縄県の役割

県は、その所管する施設等について被害状況を調査するとともに、本節第2の「1 災害情報の種類」に掲げる県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告する。

4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各防災関係機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努める。

5 相互連携

上記1～4の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行う。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

第2 災害状況等の収集

1 災害情報の種類

各対策班長はあらゆる手段を用いて状況を収集把握し、被害状況が確定するまで、災害対策本部に報告するものとする。これらの収集及び報告は災害対策の基礎資料となることから、迅速かつ的確にすることを要する。

災害情報の把握については、次の情報・状況について収集する。

- 人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- 避難指示等の状況並びに警戒区域の指定状況
- 避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- 医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- 道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- 電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- 漁港等の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

2 職員（班員）の参集途上による情報

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集する。

3 村による情報の収集

村は、職員による調査、職員の参集途上の情報、住民等からの通報、ライフライン機関等からの情報入手、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

4 村被災時の情報収集

県は、村が被災したために、被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められる場合は、被災市町村に県調査隊、県職員を派遣し情報を収集する。

5 災害情報の集約

総務班は、各対策班及び住民等から寄せられる情報を集約するとともに、警察署、消防本部、消防団、その他関係機関からの情報収集に努め、情報の集約整理を図る。

(1) 被害状況等の報告要領

ア 災害時の報告

災害の規模及び性質によって短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は直ちに被害の態様を通報するとともに、災害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告

緊急を要するものは電話、口頭等の方法によって行い、事後速やかに指定の報告書によって行う。

ウ 被害報告

被害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害者を優先させる。

(2) 報告の種類

被害発生の際の時間的経過に伴い、3段階（災害概況報告、被害状況即報、災害確定報告）に区分する。報告は電話等により行うが、最終報告及び特に指示のあるものについては文書により報告する。（※県の様式に基づく）

報告の種類	報告機関
災害概況即報 （発生報告）	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。 （災害即報様式第1号）
被害状況即報 （中間報告）	被害状況との全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。（災害即報様式第2号）
災害確定報告 （最終報告）	被害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。 （災害報告様式第1号）

(3) 防災関係機関の災害情報等の通報

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報（被害状況及び応急対策、救助対策を含む）実施状況のうち、村の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、宜野座村災害対策本部に通報する。

第3 地震発生直後の第1次情報の報告

報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。

被害の有無に関わらず、地震が発生し、村域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちにその状況を総務省消防庁及び県に対し報告する。

行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、村域（海上を含む）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

行方不明者として把握した者が、他の市町村で住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第4 災害報告

災害状況等の収集報告は、県の報告様式（災害即報様式）による。

1 報告の種類

報告の種類は以下のとおりとする。

<input type="radio"/> 災害概況即報	<input type="radio"/> 被害状況即報
<input type="radio"/> 災害確定報告	<input type="radio"/> 災害年報

2 報告要領

(1) 災害概況即報

村は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に、災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

なお、通信途絶等により県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告する。

(2) 被害状況即報

村は、被害状況が判明次第、逐次報告するもので、災害即報様式第2号に基づく内容を村から地方本部（県北部土木事務所）等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。また、報告にあたっては、石川警察署と密接な連絡を保つ。

なお、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告する。

(3) 災害確定報告

村は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を地方本部（県北部土木事務所）等を経て、県に報告する。

なお、報告にあたっては、石川警察署と密接な連絡を保つ。

(4) 災害年報

村は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県に報告する。

3 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害の認定は、法令等に定めがあるものを除くほか、概ね資料編による。

第5節 災害広報・情報提供計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者	○	○		総務班、企画班	沖縄県、報道機関
第2 広報活動	○	○		各対策班	沖縄県、報道機関
第3 安否情報の提供	○	○		村民生活班	

第1 実施責任者

村長を実施責任者として、県及び報道機関と連携のもと、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的・効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

また、各実施機関は、相互に情報及び交換を行うよう努める。

第2 広報活動

1 村の役割

村における災害広報については、村防災計画の定めるところにより行う。

なお、その際には高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

2 災害広報の実施要領

各班において、広報を必要とする事項が生じたときは、村域における広報は総務班、村外における広報については、企画班に原則として文書でもって通知する。

広報係は、各部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により速やかに住民及び報道機関へ広報する。また、必要に応じて災害現場に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

3 報道機関に対する情報等の発表の方法

村において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は、すべて企画班において行う。

情報等の発表に際しては、広報内容を予め報道機関と協議しておくものとし、報道機関との連携を重視することから、災害時に報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

なお、災害の規模が大きく、また長期間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとる。

- 災害の種別（名称）及び発生年月日
- 災害発生場所及び被害の状況
- 村における応急対策の状況
- 一般住民等に対する避難指示等の指示及び被災者に対する協力並びに注意事項
- 災害対策本部の設置及び解散

4 住民等に対する広報の方法

(1) 報道機関への要請

報道機関を通じて広報する内容は、概ね以下のとおりである。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 不要不急の電話の自粛 | <input type="checkbox"/> 緊急道路・交通規制情報 |
| <input type="checkbox"/> 被災者の安否 | <input type="checkbox"/> 食料・生活物資に関する情報 |
| <input type="checkbox"/> 空き病院の情報 | <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道などの |
| <input type="checkbox"/> 二次災害防止のためにとるべき措置 | 復旧の見通し |
| <input type="checkbox"/> その他必要な事項 | |

(2) 住民に対する対応

住民に通知すべき広報事項は、災害発生後の時間経過に伴って変化する広報へのニーズを考慮し、以下の方法により行う。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 来庁者に対する広報窓口の設置 |
| <input type="checkbox"/> 広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動 |
| <input type="checkbox"/> 報道機関を通じた、テレビ・ラジオ・新聞等による広報 |
| <input type="checkbox"/> 写真・ポスター、広報誌・チラシ等の掲示・配布 |
| <input type="checkbox"/> 村防災行政無線による呼びかけ |
| <input type="checkbox"/> 村ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）、災害情報共有システム（Lアラート）、SNSの活用 |

(3) 要配慮者に対する対応

点字やFAX、手話通訳・文字放送の活用、外国語放送の要請等、要配慮者に配慮したきめ細かな広報活動を行う。

第3 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続き

(1) 安否情報の照会

安否情報の照会は、村に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。

安否情報の照会を受けた村は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。

村は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなどの一定の場合を除き、照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

なお、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

《安否情報の提供に関する照会者と照会に係る者との間柄》

照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の親族（前記に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の負傷又は疾病の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者について保有している安否情報の有無

(2) 安否情報を回答するに当たっての村の対応

村は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 災害派遣要請	○			総務班	沖縄県、自衛隊
第2 派遣部隊の救助活動等	○			総務班	沖縄県、自衛隊
第3 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等	○			総務班	自衛隊
第4 ヘリポートの準備	○			総務班	自衛隊
第5 自衛隊の自主派遣	○			総務班	自衛隊
第6 近傍災害派遣	○			総務班	自衛隊

災害時における自衛隊の派遣要請は、次の要領で行う。

第1 災害派遣要請

1 災害派遣を要請する場合の基準

知事は自衛隊法（昭和29年法律165号）第83条に基づき、次の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

- 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合
- 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合
- 県が村との通信途絶の状況から判断した場合

2 災害派遣要請の要領

(1) 派遣要請者

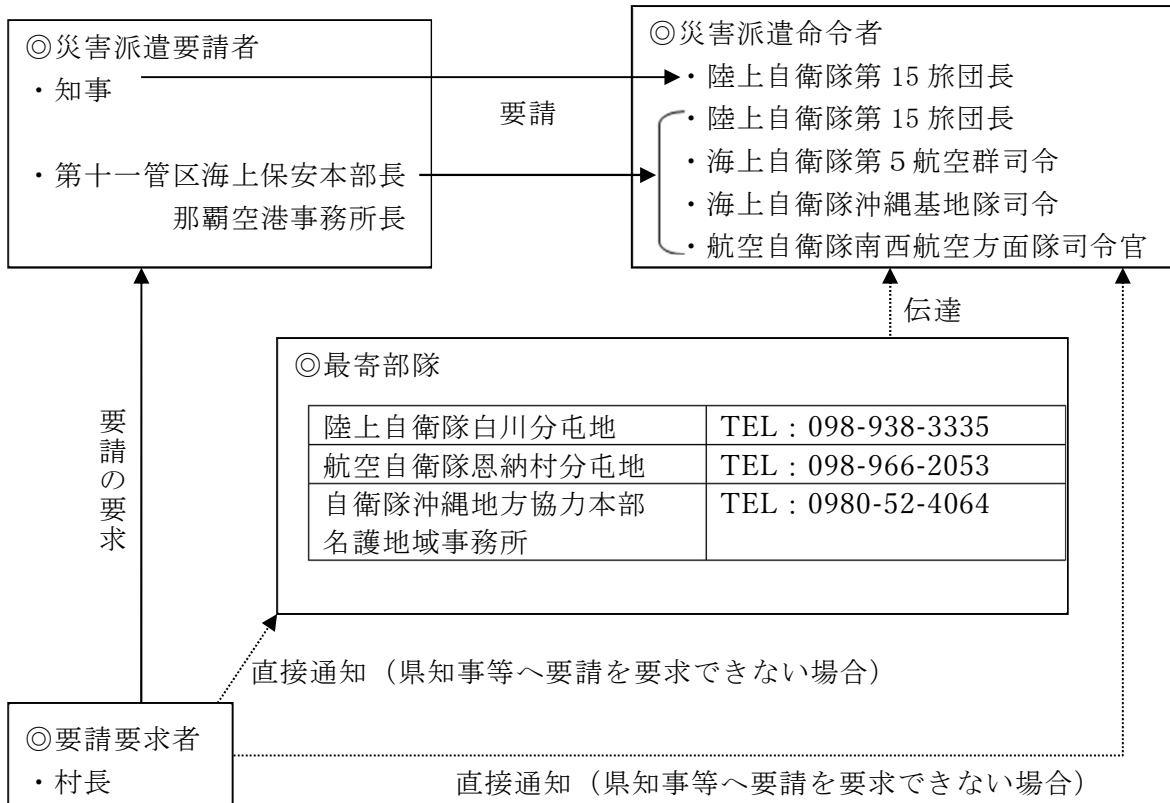
災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）は以下のとおりである。

要請者	災害内容
知事	主として陸上災害
第十一管区海上保安本部長	主として海上災害
那覇空港事務所長	主として航空機遭難

(2) 災害派遣命令者

災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）は、災害派遣の要請を受けた場合、又は自己の判断により部隊の災害派遣を命令する。

《自衛隊の災害派遣要請系統図》



※緊急時における通報を実施した村長は、速やかに県に派遣依頼する。

(3) 要請の内容

ア 災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合（自衛隊法施行令第 106 条）

派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請する。ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材及び駐車場等の有無）

イ 緊急患者空輸を要請する場合

区 分	内 容
患者の状況	○入院先病院、空輸区間 ○患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所、病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見
付添者等	○付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所、添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所
特異事項等	○酸素ポンベの使用の有無、使用予定本数 ○搭載医療器材及びその大きさ、重量 ○現地の風向、風速、天候、視界
その他参考となるべき事項	地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材
緊急患者空輸要請書	資料編のとおりとする。

(4) 災害派遣要請受理後の派遣命令者の措置

派遣命令者は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無（緊急性、公共性、非代替性）を判断し、単独で又は他の派遣命令者と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

3 村長の派遣要請要求等

(1) 知事への派遣要請要求

村長は、基本法第 68 条の 2 に基づき、村域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 防衛大臣等への通知

村長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び村域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。なお、村長は、通知を行った場合は、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

4 村が準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、村は以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力する。

- 災害地における作業等に関しては、県及び村当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。
- 村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておく。
- 派遣部隊の防災拠点の指定や、宿泊施設又は野営施設を提供する。
- 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り村において準備する。

第2 派遣部隊の救助活動等

1 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常は以下のとおりである。

- 被災状況の把握（偵察活動）
- 避難の救助（避難者の誘導、輸送）
- 避難者等の捜索、救助
- 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- 消防活動（消火）
- 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- 応急医療、救護及び防疫
- 通信支援
- 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送、孤立地区に対する人の吊り上げ、救出又は降下）
- 炊飯及び給水支援
- 物資の無償貸付又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による。）
- 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

2 派遣部隊との連絡調整

沖縄県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。

自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、村又は県、その他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して調整・連絡にあたる。

災害の発生が予想される場合、村は、自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

3 派遣部隊の撤収

要請者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努める。

派遣命令者は、知事から要請があった場合、又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊を撤収する。この際、村、警察、消防機関等と周密に調整するとともにその旨知事に連絡する。

4 経費の負担区分等

派遣部隊等が活動に要した経費のうち、以下に掲げるものは、県及び村の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定する。

また、以下に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上、協定を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金○関係公共機関等の宿泊施設に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金○岸壁使用料 |
|---|

第3 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

1 自衛官の措置

災害派遣等を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、以下の措置をとることができる。

区 分	内 容
警察官がその場 にいない場合(自衛隊 法第94条)	○避難命令等(警察官職務執行法第4条第1項) ○土地、建物等への立入(警察官職務執行法第6条第1項) ○緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令(災害対策基本法第76条の3第3項)(所轄警察署長への通知)
村長その他村長の 職権を行うことが できる者がその場 にいない場合(いず れも村長へ通知)	○警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令(災害対策基本法第63条第3項) ○他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等(災害対策基本法第64条第8項) ○住民等を応急措置の業務に従事させること(災害対策基本法第65条第3項)

2 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

以下の損失・損害については、村が補償を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分(法第64条第8項において準用する同条第1項)により通常生ずる損失○自衛官の従事命令(法第65条第3項において準用する同条第1項)により応急措置の業務に従事した者に対する損害 |
|---|

第4 ヘリポートの準備

村は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとして、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

受入れ時の準備は、以下のとおりとする。

- 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

第5 自衛隊の自主派遣

自衛隊法第83条第2項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである。

- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第7節 広域応援要請計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 県等に対する応援要請	○			総務班	沖縄県
第2 受入体制の確保	○			総務班	
第3 防災関係機関における応援要請	○			総務班	警察署、 金武地区消防衛生組合、 ライフライン事業者
第4 村機能への支援	○	○		総務班	沖縄県

大規模な災害が発生し、村単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、応援協定に基づき隣接市町村、県又は指定地方行政機関等に対し応援要請を行い、災害応急活動、応急復旧活動の万全を図る。

第1 県等に対する応援要請

1 職員の派遣・あっせん

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び30条に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体等の職員の派遣についてあっせんでを求める。

なお、派遣を求める場合には、指定行政機関等又は県に対し、以下に掲げる事項について文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが、事後において速やかに文書を提出する。

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職種別人員数
- 派遣を要請する期間
- 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- その他職員等の派遣について必要な事項

2 他の市町村への応援の要求

村長は、災害応急措置を実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村の長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

3 知事への応援の要求

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法68条に基づき、知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

4 民間団体等への協力要請

村長は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めたとき、あらかじめ締結した災害時の応援協定に基づき、民間団体等に協力を要請する。

第2 受入体制の確保

大規模自然災害時において、村は、国からの災害対策現地情報連絡員（リエゾン）や県の職員派遣に対する受入体制を整備し、被災状況の迅速な把握、防災関係機関との調整等を円滑に進めるとともに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の現地活動拠点施設を定め、被害の発生及び拡大の防止並びに災害応急対策に対する技術的な支援を受け、被災地の早期復旧に万全を期す。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入体制を確保する。この際、特に大規模災害発生直後に被災地の状況が把握できない段階において、被災地からの要請がなくても必要と見込まれる支援物資を国や他の地方公共団体が物資を確保して送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を的確かつ円滑に行えるようにする必要があることに留意する。

第3 防災関係機関における応援要請

1 警察

大規模災害発生時において、石川警察署は、警察法第60条に基づき、必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請し、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求める。

2 消防機関

大規模災害発生時において、村及び金武地区消防衛生組合は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

3 ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

第4 村機能への支援

本村が被災し、村の行政機能が喪失又は機能低下した場合に、県は以下のように村の支援を行うこととしている

1 県調査隊の派遣

県は、村に対しヘリコプター等による県職員の調査隊を派遣し、被害情報を把握するとともに、県等による村への支援について連絡調整を行う。

なお、村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

2 県職員等の派遣

県は、村の機能をバックアップするために必要な村のニーズを把握し、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を行う。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関等に対して村への支援を要請する。

3 応援職員の調整

県は、村からの応援職員の派遣要請に基づき、国及び他の都道府県等に職員の派遣を要請するとともに、村への配置や輸送等の調整を行う。

4 県による代行

被災により村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、市町村に与えられた以下の権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を村に代わって行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限○他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限○現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限 |
|---|

第8節 避難計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 避難の原則	○			総務班	沖縄県、防災関係機関
第2 避難情報等の運用	○			総務班	第十一管区海上保安本部
第3 避難実施の方法	○			総務班、観光商工班、健康福祉班	村観光協会、村社会福祉協議会
第4 避難所の開設及び避難者の保護	○			村民生活班	各自治会
第5 指定避難所の運営管理	○	○		村民生活班、健康福祉班	各自治会
第6 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策	○			教育班、健康福祉班	各施設管理者
第7 津波避難計画	○			総務班	第十一管区海上保安本部
第8 広域一時滞在		○		総務班	沖縄県、関係市町村

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に迅速かつ的確に避難させる。

第1 避難の原則

1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護は、以下の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

また、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 高齢者等避難の発令

実施責任者	災害の種別	根拠法	備 考
村 長	災害全般	災害対策基本法第56条第2項	

(2) 避難指示

実施責任者	災害の種別	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第 60 条	
知事	災害全般	災害対策基本法第 60 条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 61 条	村長から要請がある場合又は村長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第 4 条	
自衛隊	災害全般	自衛隊法第 94 条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第 29 条	

(3) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種別	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第 63 条	
知事	災害全般	災害対策基本法第 73 条	村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	村長から要請がある場合又は村長（委任を受けた職員含む）がその場にはいないとき
自衛隊	災害全般	災害対策基本法第 63 条	村長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき 又は要求があったとき
消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第 21 条	
警察官	洪水、津波、高潮	水防法第 21 条	消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき

(4) 避難の誘導

指定避難所への誘導は、高齢者等避難、避難指示の発令者及び警戒区域の設定者が行う。

(5) 指定避難所の開設及び収容保護

指定避難所の開設及び収容保護は村長が行う。

なお、災害救助法が適用された場合における指定避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として村長が行う。

また、広域避難等において村のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

第2 避難情報等の運用

1 避難情報等の種類

避難情報の種類及び基準は、以下のとおりである。また、津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、危険な地域から一刻も早く、高台、津波避難ビル等の指定緊急避難場所へ立退き避難をすることが望ましいことから、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、基本的に「高齢者等避難」及び「緊急安全確保」は発令せず、「避難指示」を発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする。

災害の状況	住民がとるべき行動	避難情報の種類	内容	根拠法
災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	<p>一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。ただし、地域の状況に応じて早めの避難が望ましい場合は、一般住民に対しても自主避難を求める。</p> <p><基準></p> <p>①本村において震度4が観測され、村長が必要と認めたとき</p> <p>②遠地地震による津波が到達すると予想されるとき（注1）</p> <p>③村長が必要と認めたとき</p>	災害対策基本法第56条第2項
災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	<p>下記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。</p> <p><基準></p> <p>①津波予報区内に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（注2）が発表されたとき</p> <p>②強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、村長が必要と認めたとき</p> <p>③震度5弱以上の地震が発生したとき</p> <p>④村長が必要と認めたとき（注3）</p>	災害対策基本法第60条第1項
		警戒区域の設定	<p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。</p> <p>なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。</p>	災害対策基本法第63条

（注1）津波の到達時間から概ね3時間前までに高齢者等避難を発令する。

（注2）漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤

防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ1 mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

(注3) 津波警報等が入手できない場合など。

2 避難情報等の内容

避難措置の実施者は、高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発する。

○発令者
○対象区域
○高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定の理由
○避難日時、避難先及び避難経路
○その他必要な事項

3 避難情報等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、災害情報共有システム（Lアラート）、サイレン、ホームページ、LINE、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。あわせて、津波フラッグを使用して遊泳中の方や聴覚障がい者に対し、速やかな避難を促す。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を要請する。

4 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね以下のとおり、必要な事項を関係機関へ通知する。

対象者	通 知 先	根拠法
村 長	→ 知事（防災危機管理課）	
知事（防災危機管理課）	→ 村長	災害対策基本法
〃（海岸防災課）	→ 石川警察署長	地すべり等防止法
警察官	→ 石川警察署長 → 村長 → 知事（防災危機管理課）	災害対策基本法
	→ 石川警察署長 → 県警本部長 → 知事（防災危機管理課） → 村長	警察官職務執行法
自衛官	→ 村長 → 知事（防災危機管理課）	
水防管理者	→ 石川警察署長	

5 放送を活用した避難情報の伝達

村は、村長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

6 解除の基準

避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除する。

浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

第3 避難の実施の方法

村は、以下を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

1 避難の優先順位

避難にあたっては、要配慮者（乳幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦、観光客、外国人*等）を可能な限り優先して行う。

※言葉の壁や文化・習慣、宗教など、避難情報やサービスの提供で配慮が必要な者

2 避難の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行う。

- 避難にあたっては、災害状況に応じて避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。
- 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
- 誘導にあたっては、混乱を避けるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定する。

3 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、村の避難行動要支援者の個別避難計画等に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域や関係者で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行うものとし、その場合、村は可能な限り支援を行う。

4 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確かめる。

第4 避難所の開設及び避難者の保護

1 避難所の設置

村は、災害時は、開設する避難所に避難所責任者を配置し、指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知・徹底を図る。

避難所責任者は、直ちに避難所の開設を行い、災害対策本部との情報伝達手段の確保及び避難者の確認が円滑に実施されるよう万全の体制を整える。

なお、避難所の設置は、集団的に収容でき炊き出し可能な既存の施設を利用し、その他被害状況等の条件を考慮して、適切と認めるものを避難所として開設する。

(1) 入所対象者

避難所への入所対象者は、避難指示、警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

(2) 費用

村が避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費とする。

(3) 開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生から必要な期間とする。

2 避難所が不足する場合

指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

その他、避難所としての施設が不足する場合、次の措置を行う。

- 隣接市町村への収容委託、建物・土地の借り上げ等
- 県施設の一時使用要請
- 県を通し、一時的に避難施設としての船舶の調達を要請

3 避難長期化への対応

災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。また、必要に応じて、県の支援を求める。

第5 指定避難所の運営管理

村は、指定避難所の適切な運営管理を行う。

1 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

村は、指定避難所の適切な運営管理を行うため、各指定避難所への情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施する。

2 避難者に係る情報の把握

村は、指定避難所ごとに、収容されている避難者及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

3 指定避難所の生活環境の整備

村は、次のとおり指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

- 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- 運営に当たっては、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女の

ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

- テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- ペットの同行避難を考慮して、指定緊急避難場所・指定避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。
- 被災者が緊急連絡手段として利用できるよう、主な避難所等に災害用特設公衆電話を設置する
- 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・オムツ替えスペース・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 在宅避難者等の支援

村は、やむを得ず指定避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第6 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

1 学校教育施設における避難対策

村教育委員会又は学校長は、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童・生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ以下の事項について定めておく。

- | | |
|-------------|-------------|
| ○避難実施責任者 | ○避難の順位 |
| ○避難先 | ○避難誘導者及び補助者 |
| ○避難誘導の要領 | ○避難後の処置 |
| ○事故発生に対する処置 | ○その他必要とする事項 |

2 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難指示権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ学校の場合に準じて定めておく。

第7 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節「第1 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための指定避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、本節第1「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令

避難指示等の運用については、本節第1「2 避難情報等の運用」のとおりとする。

また、村は以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等を発令する。

- 全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
- 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行う。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。
- 津波警報・避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所

避難先は、村で定め津波避難場所に避難する。津波到達時間内に避難が困難な場合は、付近の高台や高層建築物等へ緊急避難する。

4 避難誘導

住民等の避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

5 避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、指定避難所に収容する。指定避難所開設以降の対策は、本節「第1 避難の原則」のとおりとする。

第8 広域一時滞在

1 広域一時滞在の協議等

(1) 他市町村への被災住民受入れ協議

村長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。村長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を知事に報告する。

(2) 協議を受けた村の受入れ

村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(3) 公示及び報告

村長は、受入れの通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(3) 広域一時滞子の終了

村長は、広域一時滞子の必要がなくなつたと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2 県外広域一時滞子の協議等

(1) 他都道府県への被災住民受入れ協議

村長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 知事の協議

知事は、村長から要求があつたときは、被災住民の受入れについて、他の都道府県知事に協議しなければならない。広域一時滞子の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかにその内容を村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

また、村長は、通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、関係機関に通知する。

(3) 県外広域一時滞子の終了

村長は、広域一時滞子の必要がなくなつたと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

知事は、速やかにその旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

3 県外広域一時滞在の受入れ

知事が他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受入れについて協議を受け、本村に協議を要請した場合、村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。知事は、その内容を協議元都道府県知事に通知する。

4 知事による代行及び特例

知事は、災害の発生により村が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、村が実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、被災市町村から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

5 知事等の助言の要請

村長は、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について、知事に対し助言を求めることができる。

第9節 観光客等対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者	○			観光商工班	村観光協会、各施設管理者
第2 避難情報の伝達及び避難誘導	○			観光商工班	村観光協会、各施設管理者
第3 避難収容	○			観光商工班	村観光協会、各施設管理者、沖縄県
第4 帰宅困難者対策	○			観光商工班	村観光協会、沖縄県

第1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。
なお、避難計画の基本的な事項は「第8節 避難計画」のとおりである。

第2 避難情報の伝達及び避難誘導

1 村の役割

村は、津波情報や避難指示等の情報を、住民等への伝達方法の他に津波災害警戒区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、村職員、村観光協会、消防職員、消防団員等は、地震の安全確保のための時間的な余裕がある場合、海岸、漁港等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの津波避難施設等の安全な場所への避難を呼びかける。

2 観光施設等の役割

津波情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や津波避難施設などの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

3 交通機関の役割

津波情報や村の避難情報を把握した交通施設の管理者は旅客に対し避難を呼びかけ、高台や津波避難施設等の安全な避難場所に誘導する。運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

第3 避難収容

1 収容場所の確保

村は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請するほか、県に対し、県有施設の一時使用の要請を行う。

2 安否確認

村は、村観光協会職員、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

3 飲料水・食料等の供給

村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

第4 帰宅困難者対策

1 情報の提供

村は、県と連携のもと、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

2 帰宅困難者対策

村は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、観光客等が村内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のためにバス、航空機及び船舶等での輸送について、県及び(一社)沖縄県バス協会等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第 10 節 要配慮者対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			健康福祉班、教育班、 観光商工班	施設管理者、村社会福祉協 議会、村観光協会
第 2 避難行動要支援者の 避難支援	○			健康福祉班	村社会福祉協議会
第 3 避難生活への支援	○			健康福祉班	村社会福祉協議会、沖縄県
第 4 外国人への支援	○			観光商工班	村観光協会、関係団体等

要配慮者に対し、避難誘導等のもとより、避難所における生活支援や応急仮設住宅への優先的入居等、あらゆる面において配慮するとともに、被災状況やニーズの把握に努め、継続した福祉サービスの提供を行う。

※要配慮者 …………… 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、防災対策を講ずる上で特に配慮を要する者

※避難行動要支援者 …… 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第 1 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び村とする。なお、避難計画の基本的な事項は、「第 8 節 避難計画」のとおりである。

第 2 避難行動要支援者の避難支援

村は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和 3 年 5 月改定、内閣府）に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員をはじめ、住民や自主防災組織等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報を、災害対策基本法第 49 条の 11 及び 49 条の 15 の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者等に提供する。

第3 避難生活への支援

1 避難時の支援

村は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズ等を検討するとともに、必要な専門的人材を確保するなど、ニーズに応じたサービスを提供する。

指定避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、指定福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、必要に応じて県に対し、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域的な支援を要請する。

2 応急仮設住宅への入居

村は、県と連携のもと、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

3 福祉サービスの持続的支援

村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援するとともに、必要に応じて県に対し、必要な体制の支援を要請する。

第4 外国人への支援

村は、沖縄県国際交流・人材育成財団、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティア等の受入れや割り振りの調整等を行う。

第 1 1 節 消防計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			総務班	金武地区消防衛生組合、 沖縄県、石川警察署、 自衛隊等
第 2 相互応援計画	○			総務班	沖縄県

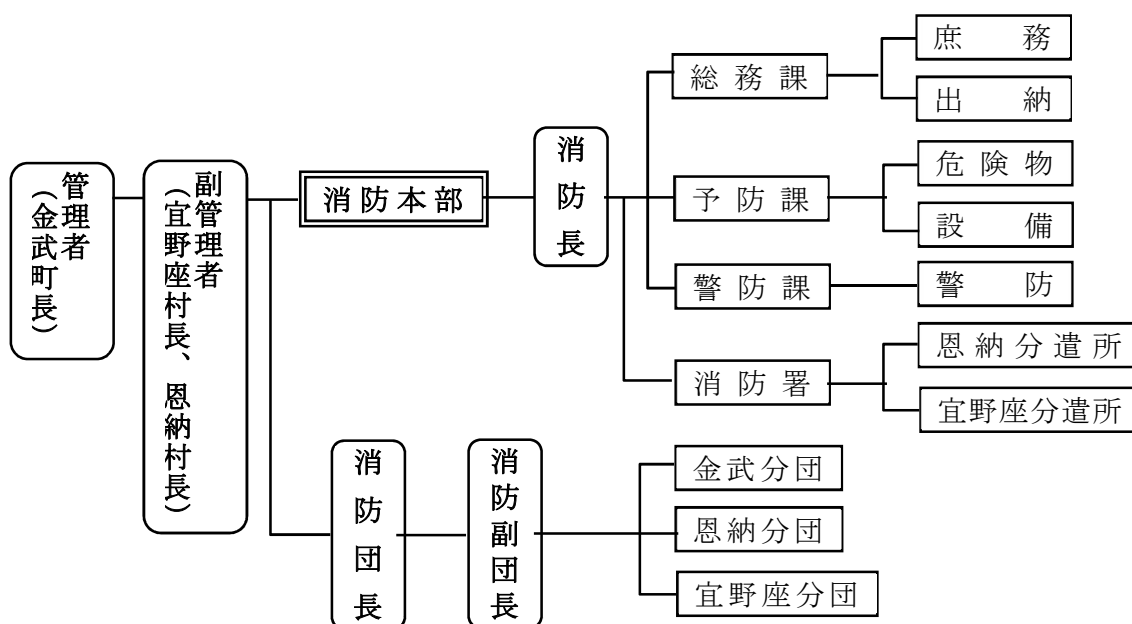
第 1 実施責任者

村及び金武地区消防衛生組合は、その資機材と人員を活用し、火災その他の災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、消防体制、消防力等の整備に努め、その強化・拡充を図るものとする。

なお、具体的活動については、金武地区消防衛生組合が定める計画によるものとする。

本村の消防活動の主体となる消防本部は、金武町・恩納村・宜野座村の 3 町村で構成され、その組織図は次のとおりである。

金武地区消防衛生組合の組織図



第2 相互応援計画

1 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第 39 条の規定に基づき、全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期する。

2 他都道府県による応援

(1) 消防庁長官への要請

村長は、災害等非常事態が発生した場合において、村内及び県内の消防力をもってこれに対処することができないと判断したとき、知事を通じ、総務省消防庁長官に対し以下の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請する。(消防組織法第 44 条)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○災害の発生日時・場所・概要○必要な応援の概要○その他参考となるべき事項 |
|--|

(2) 緊急時における消防庁長官の措置

消防庁長官は、災害発生時において被災地に対する消防の広域応援の必要があるにも関わらず、通信の途絶等により知事との連絡をとることができないとき、知事の要請を待たずに、他の都道府県知事に対し消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。

第 1 2 節 救出計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			総務班	金武地区消防衛生組合、 関係機関
第 2 救出の実施	○			総務班	金武地区消防衛生組合、 沖縄県、石川警察署、 関係機関
第 3 惨事ストレス対策	○			総務班	金武地区消防衛生組合、 沖縄県、関係機関

本節では、地震・津波災害により、生命、身体が危険な状態にある者や行方不明者等を救出するための体制等について定める。

第 1 実施責任者

村をはじめとした救出機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

- 災害のため、生命、身体が危険な状態にある者
- 災害のため行方不明となった者

第 2 救出の実施

1 救出の方法

大規模災害が発生したときの被災者の救出は、金武地区消防衛生組合又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相互協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施する。

また、サイレントタイム（生き埋めになった要救助者の発見を効率的に行うため、救出に当たる重機類の音や、ヘリコプターの音等を一斉に停止させること。）の設定など、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めるものとする。

救出機関	活動内容
村	救助機関として救出活動を実施する。 村のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求める。
警 察	村から救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。 救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。
沖縄県	村への応援を必要と認めた場合、又は村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊、他の都道府県等に対し応援を要請する。 海域での捜索を第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

自主防災 組織	情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営などを行う。
住 民	可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

2 救出用資機材の調達

村、金武地区消防衛生組合及び消防団等は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

第3 惨事ストレス対策

救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて県を通じ、総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

災害救助法が適用された場合の被災者の救出の費用及び期間等は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第13節 医療救護計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者	○			健康福祉班	沖縄県
第2 医療救護活動に関する組織体制	○			健康福祉班	沖縄県、医療機関
第3 情報収集と共有	○			健康福祉班	沖縄県、医療機関、災害医療本部
第4 医療救護の実施	○			健康福祉班	沖縄県、医療機関、災害医療本部、地区医師会、日本赤十字社
第5 傷病者の搬送	○			健康福祉班、総務班	沖縄県
第6 助産体制	○			健康福祉班	沖縄県
第7 医薬品、衛生材料等及び血液製剤の確保	○			健康福祉班	沖縄県
第8 被災者の健康管理とこころのケア	○			健康福祉班	沖縄県

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、村、県及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む）を行う。

第1 実施責任者

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産並びに乳幼児の救護は、医療関係機関の協力を得て村長が行う。

救助法が適用されたときは、村長は知事の補助を行う。

ただし、知事が必要であると認めたときは、村長が行うこととすることができる。

第2 医療救護活動に関する組織体制

県は、医療救護活動の実施にあたり、医療団体及び機関の協力の下、以下の組織体制をとる。村は、県の医療組織に応援を求める。

組織	活動内容
県災害医療本部	医療救護活動全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。
県DMAT調整本部	災害派遣医療チーム（DMAT）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県災害医療本部の下に設置する。 【現場におけるDMAT本部】 ・必要に応じて地域のDMATの指揮及び関係機関等の調整を行うDMAT活動拠点本部を災害拠点病院等に設置する。 ・必要に応じて航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、広域医療搬送に係るDMATの活動を統括するDMAT・SCU本部を設置する。
県DPAT調整本部	災害医療精神医療チーム（DPAT）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

組織	活動内容
	【現場におけるD P A T本部】 ・必要に応じて地域のD P A Tの指揮及び関係機関等の調整を行うD P A T活動拠点本部を設置する。
災害医療調整班	県の医療救護活動に関し、医療関係団体・機関等の調整を行うため、本部災害医療コーディネーター、県DMAT調整本部及び県D P A T調整本部並びに医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社等医療関係団体及び機関のリエゾンをもって構成する組織を、県災害医療本部の下に設置する。
地域災害医療本部	地域における医療救護活動に関し総合調整するため、県災害医療本部の下に保健所の所管区域ごとに設置する。

第3 情報収集と共有

1 災害時の情報伝達手段

村は、既存の電話、FAX、広域災害救急医療情報システム（EMIS）、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及びインターネットを活用し情報を収集する。

2 医療情報の収集・提供体制

村及び医療機関は、医療施設の被災状況、診療状況及び空床情報等の情報収集を行い、地域災害医療本部への情報提供に努める。

また、村は、地域災害医療本部と連携するとともに、地域災害医療対策会議に参加し情報共有を図り、必要に応じ、医療救護所等における医療ニーズに対応する医療救護班等の派遣を要請する。

3 住民への情報提供

被災地域の住民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、村又は地域災害医療本部が主体となって行う。また、沖縄県医療本部は、住民が必要とする医療情報について、県ホームページのほか、県災害対策本部を通じて放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

第4 医療救護の実施

1 村の活動

(1) 医療救護所の設置及び運営等

村は、医療機関及び中部地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域災害医療本部（中部保健所）に支援を要請する。

医療救護所は、被災地の近傍の避難所、体育館等既設の建物又はテント等の施設に設置し、傷病者のトリアージ（傷病の緊急性や重症度に応じて治療・搬送の優先順位を決めること）、応急処置、後方医療施設への搬送の可否の決定等を行う。

救護所の設置

設置区分	設置基準
① 応急救護所	救護所は、本部長の指示により罹災者の収容施設、罹災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所に設置するものとする。
② 臨時救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、避難所（学校、公民館等）や避難場所（総合グラウンド等）、病院・診療所等の公共施設に臨時救護所を設置するものとする。

(2) 医療及び助産救護の実施

ア 医療及び助産は、救護班により行なうものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日本赤十字社沖縄県支部、地区医師会その他医療関係機関の協力を得て行う。

イ 医療及び助産の方法は、救護班によるものとする。

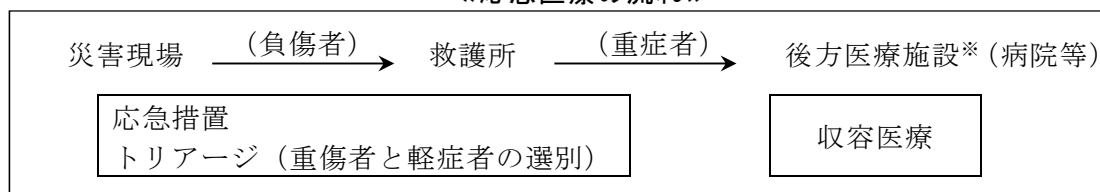
救護班の構成

班名	構成機関	班構成
医療・助産救護班	県立病院	医師 保健師・看護師 事務員
乳幼児救護班	村健康福祉課	保健師 保育士 看護師 事務員

ウ 医療救護の流れ

応急医療救護の流れは、以下のとおりである。

《応急医療の流れ》



※後方医療施設：救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急病院等

エ 医療、助産の費用及び期間

医療及び助産の費用、期間は以下のとおりである。

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の費用及び期間等は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

区分	費用	実施期間
医療	○救護班による場合 薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費用の実費 ○一般の病院又は診療所の場合 社会保険の報酬額以内 ○施術者による場合 協定料の額以内	災害発生の日から 14日以内
助産	○救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 ○助産師による場合 慣行料金の8割以内の額	分娩した 日から7 日以内

(3) 村に派遣された医療救護班等への支援

村は、県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

(4) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者や救護が適当でない者は、以下の委託医療機関（県及び国立の公立病院、助産所、近隣市町村の委託医療機関）において救護を行う。

○救助法適用市町村区域内の病院・診療所における入院治療施設
○隣接市町村区域内における病院・診療所における入院治療施設

(5) 船舶の利用

大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県（総括情報班）を通じ、第十一管区海上保安本部、海上自衛隊等に対し、所有船舶の供用を要請する。

2 DMAT・DPAT及び医療救護班の活動

県は、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

区分	内 容
DMATの活動	○病院支援 ○地域医療班 ○現場活動 ○広域医療搬送 ○その他必要な事項
DPATの活動	○精神科病院支援 ○PTSDを始めとする精神疾患発症の予防等の支援 ○その他必要な事項
医療救護班の活動	○避難所及び医療救護所における医療 ○病院及び診療所の支援 ○避難所の状況把握と改善 ○在宅患者及び避難所の医療及び健康管理等 ○その他必要な事項

3 医療機関の活動

被災地域の医療機関と非被災地域の医療機関は、主に以下の活動を行う。

医療機関	内 容
被災地域の医療機関	○必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。 ○病院施設等の被災状況を、地域災害医療本部に報告する。 ○必要に応じて、地域災害医療本部に転院が必要な傷病者の搬送、医薬品等の補給及び医療救護班の派遣を要請する。
非被災地域の医療機関	○被災地から搬送されてくる重傷者等を受入れる体制を整え、受入れる。 ○受入可能な傷病者数を、地域災害医療本部に報告する。 ○県災害医療本部からの要請に基づき、医療救護班等を派遣する。

第5 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送調整

(1) 村が実施する傷病者の搬送

救護所、後方医療施設等への傷病者の搬送は、原則として村の保有する車両及び消防機関の救急車両等により行う。

道路の不通等によりヘリコプターでの搬送が必要な場合は、県に対し、ヘリコプター（ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等）の出動を要請する。

(2) 県が実施する傷病者の搬送調整

県災害医療本部は、地域災害医療本部及び被災地内医療機関等から搬送の要請があった場合は、搬送先を決め、消防機関等へ通知するとともに、県本部と搬送のための輸送手段（車両、ヘリ等航空機及び船舶）等について調整する。

2 広域医療搬送

(1) 広域医療搬送の決定

被災地域や県内医療機関だけでは治療、収容することができない重傷者及び在宅人工透析患者、在宅酸素患者、在宅人工呼吸装置患者等、継続的な治療を必要とする者等の搬送が必要となった場合、県は、国と協議して広域医療搬送を決定する。

(2) 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置

県災害医療本部は、県本部と協議して、その時点での状況に応じて、航空搬送拠点周辺の適切な場所にSCUを設置する。

第6 助産体制

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施する。

1 医療救護班等による助産

助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班があたる。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの対応可能な助産師によって行うことも差し支えない。

医療救護班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、本節「第2 医療救護活動に関する組織体制」における応急医療の方法の場合と同様とする。

2 委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は以下に掲げる委託助産機関において救護を行う。

- 災害救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所
- 上記の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

第7 医薬品、衛生材料等及び血液製剤の確保

医療救護所における必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の手持品、資材を携行し繰替使用するものとするが、携行不能又は不足の場合は、中部地区医師会検診センターにおいて補給するものとする。ただし、当該地域において確保が困難なときは、県（衛生薬務班）において確保、輸送の要請を行う。

また、本村において、災害時の輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、県（衛生薬務班）を通じ沖縄県赤十字血液センターへ必要な輸血用血液製剤の確保を要請する。

第8 被災者の健康管理とこころのケア

1 被災者の健康状態の把握

被災者の避難生活が長期にわたる場合は、県と連携し、指定避難所・仮設住宅等での医療救護活動（巡回健康相談等）を行い、被災者の健康状態を把握する。

2 DPATの編成及び活動

沖縄県DPATは、発災当日から遅くとも72時間以内に被災地域に派遣されるDPAT先遣隊と沖縄県DPATに登録された機関により編成される。

被災地での活動は、現地災害対策本部と連携して行われる。活動内容については、「沖縄県DPAT活動マニュアル」（令和3年3月）に定める。

3 こころのケア

県は、保健所に相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や村への支援体制を構築する。沖縄県立総合精神保健医療センターは、保健所及び村へ技術援助を行うとともに、精神保健に関する県の総合的な中核拠点として全県的なこころのケアに関する情報の集約と発信を行い、こころのケア対策の全般を担う。

村は、県との連携により、こころのケア対策（ストレス・PTSD等の被災者対策、精神保健福祉相談、学校における子どもの健康診断・カウンセリング等）を実施する。

4 継続的治療への支援

村は、人工透析等、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

県は、継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、村からの要請に基づいて、広域的な搬送及び受入れの体制を構築する。

第 1 4 節 交通輸送計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			総務班、建設班、 産業振興班	沖縄県、道路管理者
第 2 交通の規制	○			総務班、建設班	沖縄県、石川警察署
第 3 緊急輸送	○			総務班、産業振興班	沖縄県、第十一管区海上保安本部
第 4 広域輸送拠点の確保	○			総務班、建設班、 産業振興班	県

被災者、その他応急対策の実施に必要な人員、物資及び資材の輸送等を円滑かつ確実にを行うため、交通規制を実施することにより、交通の危険及び混乱の発生を防止するとともに、緊急輸送に必要なとなる車両等を確保する。

第 1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行う。

これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

1 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

規制の種類	実施責任者
道路法に基づく規制	道路の管理者
道路交通法に基づく規制	県公安委員会
基本法に基づく規制	県公安委員会

なお、各実施責任者の規制内容や根拠法を示すと次表のとおりである。

実施責任者		規制種別	根拠法
陸上	道路管理者	危険箇所	道路法に基づく規制（道路法第46条） ○災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、交通を禁止し、又は制限する。
	県公安委員会	危険箇所	道路交通法に基づく規制（道路交通法第4条） ○災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。
		災害緊急輸送	災害対策基本法に基づく規制（災害対策基本法第76条） ○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
海上	海上保安庁	特定港内及び危険箇所	海上保安庁法に基づく規制（海上保安庁法第18条） ○天災事変等の危険な事態があり、人の生命、身体の危険又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、急を要する場合。 港則法に基づく規制（港則法第37条） ○船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。

2 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、「第31節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

3 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うとともに、本村における被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は村長が行う。

ただし、以下の場合には県が緊急輸送に必要な措置をとることとしている。

- 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- 輸送実施機関において輸送不可能の状態と認められる場合
- 漁港施設等の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合
- 公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

4 緊急輸送道路

「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成 31 年 2 月、沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）において指定されている。

本村に係る緊急輸送道路は以下の通りである。

道路種別	路線名	管理者	区間
高速道路	沖縄自動車道	西日本高速道路総合サービス 沖縄株式会社	許田 I C ~ 那覇 I C
国道（指）	国道 329 号	沖縄総合事務局	名護市世富慶 ~ 那覇市上間
村道	村道牛原 4 号線	宜野座村	宜野座村字宜野座
村道	村道牛原線	宜野座村	宜野座村字宜野座

第 2 交通の規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、村は、他の道路管理者及び県公安委員会（警察署）と相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 危険箇所における規制（道路法第 46 条）

村及び県並びに県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

3 通行禁止等の周知

村は、交通規制により通行の禁止又は制限を行った場合には、他の道路管理者及び県公安委員会（警察署）と連携のもと、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

4 通行禁止区間における措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 道路区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われた時は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。また、移動させることが困難な時はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

(2) 警察官の指示を受けた場合

警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において、車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあり、その際、運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員より、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するための必要な措置を命じられたときは、その措置に従う。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自ら当該措置をとることができる。

(4) 道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。運転者はその命令に従う。

なお、運転者がいない場合等は、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

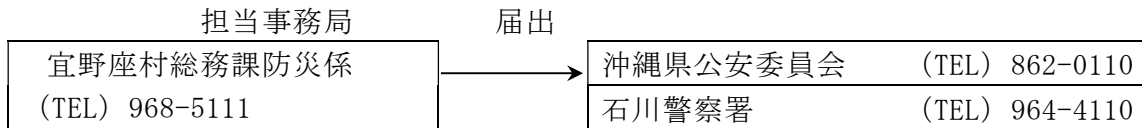
5 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、以下により適切な措置をとる。

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	村長は、被災地において緊急輸送を実施しようとする場合は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡する。
県公安委員会の措置 (制限の必要を認めたとき)	県公安委員会は、上記の連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、以下の措置をする。 ア 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置する。 イ 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。 ウ 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

6 緊急通行車両の事前届出

大規模災害発生時には、多数の緊急通行に係る業務を実施する機関、団体等から緊急通行車両であることの確認申請が殺到し、その事務等が困難を極め、災害応急対策に支障をきたすことが懸念される。したがって、災害時に使用する予定の車両については事前に県公安委員会に届け出て、その活動に支障のないよう万全を期して行う。



緊急通行車両の標章・証明書

なお、緊急車両の交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

7 規制除外車両

村は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記6の事前届出を推進する。

- 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

第3 緊急輸送

1 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第1段階から第3段階とする。

優先段階	対 象 内 容
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ○救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員及び物資 ○政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等 ○後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ○“第1段階”の続行 ○食料及び水等の生命維持に必要な物資 ○傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ○“第2段階”の続行 ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品

2 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して以下のうち適当な方法による。

- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| <input type="radio"/> 道路輸送 | <input type="radio"/> 海上輸送 |
| <input type="radio"/> 空中輸送 | <input type="radio"/> 人力による輸送 |

また、輸送実施機関は所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずる。

(1) 道路輸送

ア 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、概ね以下の順位による。

- | |
|--|
| <input type="radio"/> 応急対策を実施する機関に属する車両等 |
| <input type="radio"/> 公共的団体に属する車両 |
| <input type="radio"/> 営業用の車両等 |
| <input type="radio"/> 自家用の車両等 |

イ 村有車両の確保

災害輸送のための村有車両の確保は、以下の方法により行う。

- | |
|--|
| <input type="radio"/> 村有車両の掌握管理は、総務班において行う。 |
| <input type="radio"/> 各班長は、車両を必要とするとき総務班に以下の事項を明示して配車を要請する。 <ul style="list-style-type: none">a 輸送日時及び輸送区間b 輸送対象の人数、品名及び数量c その他必要な事項 |
| <input type="radio"/> 総務班は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮の上、使用車両を決定し、要請した班へ通知する。 |

ウ 費用の基準

輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。

官公署、その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度を負担する。

エ 燃料の確保

村において車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(2) 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施する。特に、緊急の場合であって船舶による輸送が必要な場合は、県有船又は第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努める。

ア 県有船舶による輸送

村は、県有船舶による輸送を必要とする場合、以下の事項を明らかにした文書により、県（総括班）に対して要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- 災害の状況及び応援を必要とする理由
- 応援を必要とする期間
- 応援を必要とする船舶数
- 応急措置事項
- その他参考となるべき事項

イ 第十一管区海上保安本部船艇による輸送

村長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事（総括班）に対し本章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて要請を行う。

なお、村における要請後の措置等についても、本章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて行う。

ウ 民間船舶による輸送

村長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

(3) 空中輸送

災害の発生による交通途絶等の理由により緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、空中輸送の実施を行う。

ア 空中輸送の実施

災害の発生による交通途絶等の理由により緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、空中輸送の実施を行う。

イ 空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

ウ ヘリポートの整備

村は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑を図る。ヘリポートの設置基準については、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(4) 人力輸送

村は、人力輸送に当たっては、住民の協力を要請して行うものとし、村は安全かつ効率的な輸送経路について検討を行い、災害時に迅速かつ適切な措置を図る。

第4 広域輸送拠点の確保

県は、自ら確保した物資及び県内外からの救援物資を受入れ、村に輸送するために、空港や港湾に近接する施設又は空き地に広域輸送拠点を確保する。

村は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第 1 5 節 治安警備計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 災害時における警察の任務	○			総務班	石川警察署
第 2 災害時における警備体制	○			総務班	石川警察署

第 1 災害地における警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたる。

第 2 災害時における警備体制

本村において、警察が行う公安警備活動は「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」及び「石川警察署災害警備実施要綱」の定めるところによる。

村長は、以下の措置を実施する。

村長の措置	措置内容
災害応急措置	村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力する。
協力要請	村長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行う。
出勤要請	村長が警察官の出勤を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

第 1 6 節 災害救助法適用計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			総務班	沖縄県
第 2 災害救助法の適用基準	○			総務班	沖縄県
第 3 災害救助法の適用手続き	○			総務班	沖縄県
第 4 救助の実施	○			総務班	
第 5 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準	○			総務班	沖縄県

災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、村は、速やかに救助法の適用を申請するとともに、救助法による救助の実施により、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

第 1 実施責任者

災害救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、村長は県が行う救助を補助する。

ただし、県が救助を迅速に行うため必要と認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が実施する。

救助の種類は、以下のとおりである。

なお、災害救助法の適用にいたらない災害についての被害者の救助は、村地域防災計画に定めるところにより村長が実施する。

- 指定避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具、その他生活必需品の給与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本村の被害が以下のいずれかの災害程度に該当し、かつ現に応急的な救助を必要とする場合に適用される。

- 本村内の被害世帯数が40世帯以上（総人口：5,000人以上、30,000人未満）
- 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,500世帯以上であって、そのうち本村内の被害世帯数が20世帯に達した場合
- 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が7,000世帯以上であって、本村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき
- 村における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき
 - ・災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
 - ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき

※被害世帯とは、全壊（焼）、流失等により住家の滅失した世帯の数をいい、以下の基準をもって換算する。

- 1 住家が半壊し又は半焼するなど、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家が滅失した一つの世帯とみなす。
- 2 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって住家が滅失した一つの世帯とみなす。

※令和2年国勢調査による本村の人口は、5,833人であり、被災世帯数の要件は5,000人以上15,000人未満の枠に該当する。

救助法の適用基準

区分	内容
第1号適用	村内の滅失世帯数が40世帯以上に達した時
第2号適用	次の2つの基準に達した時 1 沖縄県内における住家滅失世帯数1,500世帯以上 2 村内の滅失世帯数が20世帯以上(第1号適用基準の1/2以上)
第3号適用	前段 次の2つの基準に達した時 1 沖縄県内における住家滅失世帯数7,000世帯以上 2 村で多数の世帯の住家が滅失(※1)
	後段 次の2つの場合 1 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合(※2) 2 かつ、村で多数の世帯の住家が滅失した場合
第4号適用	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合(※3)

※1 多数の世帯とは、確定数では示されていないが、災害弔慰金の支給等に関する法施行令等から、最低5世帯以上は必要と考えられる。

※2 内閣府令（平成25年10月1日内閣府令第68号第1条）で定める特別な事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとされている。

※3 内閣府令（平成25年10月1日内閣府令第68号第2条）で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとされている。

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 2 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第3 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請

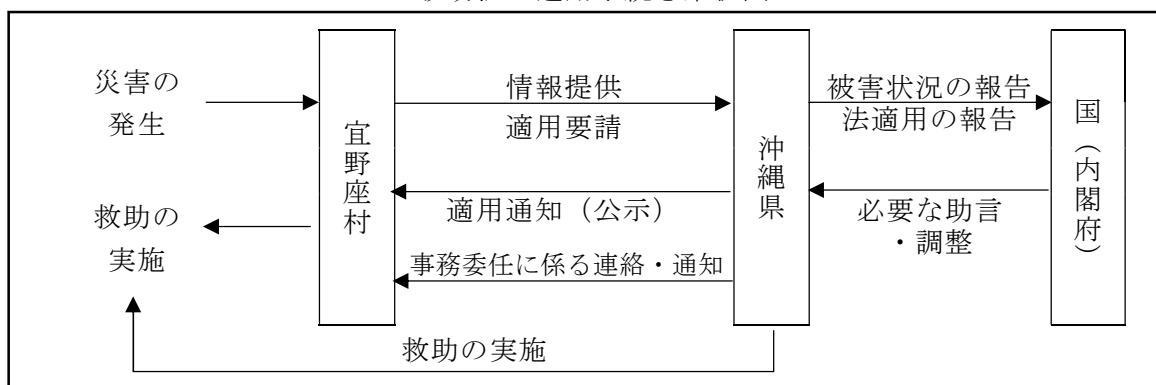
村長は、村内における災害が本節「第2 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、直ちにその旨を県知事に報告する。

その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

災害救助法の申請事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 救助法の適用を要請する理由
- 救助法の適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- その他必要な事項

救助法の適用手続き系統図



2 適用要請の特例

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合、村長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置について指示を受ける。

3 県の役割

知事は、村長からの報告に基づき災害救助法に適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について村長に通知するとともに、関係行政機関、厚生労働省及び内閣府に通知又は報告する。

災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

第4 救助の実施

1 救助の程度・方法及びその費用の範囲

災害救助法による救助の程度、救助の方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度と期間」に基づく。

なお、基準による救助の適切な実施が困難な場合、知事は、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 災害報告及び救助実施状況の報告

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には災害発生の時間的経過にあわせ、「発生報告」・「中間報告」・「決定報告」の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。

このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

第5 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

災害救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、資料編のとおりである。

なお、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

第 1 7 節 給水計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			上下水道班	沖縄県、 金武地区消防 衛生組合
第 2 供給の方法	○			上下水道班	金武地区消防 衛生組合
第 3 医療施設等への優先的給水	○			上下水道班	金武地区消防 衛生組合
第 4 水道施設の応急復旧		○		上下水道班	金武地区消防 衛生組合、 各水道事業者

被災者の生命又は生活の維持に必要な飲料水、生活用水を調達・確保し、ニーズに応じた給水を行う。

第 1 実施責任者

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者への給水は、災害救助法が適用された場合、県が実施する。

ただし、給水を迅速に行う必要があると認められるとき、又は災害救助法が適用されない場合で村長が特に必要と認めたときは、村（上下水道班）が実施する。

第 2 供給の方法

給水は、必要最低限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。

飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をした後に使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な場所において塩素の残留効果を適時測定する。

1 供給の方法

供給の方法は、配水池等を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行う。

- 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に補給し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送する。
- 配水池や公園等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水する。
- ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で補給し、適切な方法により被災者へ給水する。

2 給水方法

(1) 取水

給水のための取水は、消火栓、配水池又は補給水源等から行う。

(2) 水質検査

取水源が汚染しているとき、または汚染の恐れがあるときは、水質検査を行い、ろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行う。

(3) 供給

被災地への給水は、村及び村内業者から消防ポンプ車の代用、借用給水タンク車等により搬送して行う。

3 その他の給水方法

その他の給水の方法として、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行う。なお、給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

4 住民への広報

給水に際しては、広報車及び報道機関の協力を得て、給水日時、場所その他必要な事項を住民に広報する。

5 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日3ℓ程度とするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減するものとする。

第3 医療施設等への優先的給水

村は、医療施設、社会福祉施設、避難所等に対して優先的に給水を行う。

第4 水道施設の応急復旧

村は、水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて村給水工事指定店の応援を求める。

第 18 節 食料供給計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			村民生活班	沖縄県
第 2 食料の調達	○			村民生活班	
第 3 炊き出し等の食品の給与	○			村民生活班、教育班、健康福祉班	村内販売業者、県、沖縄総合事務局等
第 4 要配慮者に配慮した食品の給与	○			村民生活班、教育班、健康福祉班	

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食料の給与のための調達、炊き出し及び配給等の迅速、確実を期するものである。

第 1 実施責任者

災害時における食料の供給は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、村長が必要と認めたときは、村長が実施する。

第 2 食料の調達

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

区分	調達方法
主食 (米穀又は乾パン)	米穀については、村長又は知事（流通・加工推進班）に米穀の応急買受申請を行い、知事の発行する応急買受許可書により指定業者手持の米穀を調達するものとする。 災害用乾パンについては、村長は知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局長に売却申請を行い調達するものとする。
副食及び副調味料等	村内の販売業者より調達するものとする。 なお、緊急調達の必要がある場合は、県及び他の市町村の応援を要請し調達する。

第3 炊出等の食品の給与

被災者に対する応急炊き出し及び食料品の給与は、以下による。

区 分	内 容
給与の方法	<ul style="list-style-type: none">○炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。○救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン、麦製品（乾うどん等）又は食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。○炊き出しは村長が行う。○炊き出し及び食料品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、村長が行う。○炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設ける。○炊き出し施設の選定にあつては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておく。○炊き出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意する。○食料の提供に当たっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。○炊き出しは、各避難場所において教育班が行い、必要に応じて婦人会及び自治会等の協力を得て行う。
給与の種別	<ul style="list-style-type: none">○炊き出し（乳幼児のミルクを含む）○食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する）
給与品目及び数量	<ul style="list-style-type: none">○給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。○給与数量は、1人1日精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

第4 要配慮者等に配慮した食料の給与

村は、要配慮者や食物アレルギーを有する者等に配慮した食料の給与に努める。

第 19 節 生活必需品供給計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			村民生活班、総務班	沖縄県
第 2 給与又は貸与の方法	○			村民生活班、総務班	沖縄県
第 3 物資の調達・配布	○			村民生活班、総務班	沖縄県
第 4 救援物資の受入れ	○			総務班、健康福祉班	沖縄県
第 5 義援物資及び金品の保管及び配分	○			総務班	沖縄県

災害により日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他の生活必需品（以下「生活必需品」という）を喪失または毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与または貸与する必要がある。この計画は、生活必需品の調達及び供給等について定めるものである。

第 1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、村が必要と認めるときは、村長が実施する。

第 2 給与又は貸与の方法

衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、村において救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行う。

また、指定避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として給与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

第20節 感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の保護収容衛生計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 感染症対策	○	○		村民生活班、健康福祉班	沖縄県、中部保健所等
第2 保健衛生	○	○		健康福祉班	中部保健所等
第3 し尿処理	○	○		村民生活班	沖縄県
第4 動物の保護管理	○	○		村民生活班	沖縄県、関係団体
第5 ペット対応	○	○		村民生活班	沖縄県、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等

この計画は、災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、清掃及び動物の保護収容等に関するものである。

第1 感染症対策

災害時における感染症の発生及び蔓延を防止するため、防疫の万全を期す。

1 実施責任者

災害時における感染症対策上必要な措置は、村（村民生活班）が、県の指示に従って行う。

なお、県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な措置を行う。

2 感染症対策実施の組織

村は、災害発生時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成する。

災害地域が広域にまたがるときは、その都度即応体制をとる。

担当区分		実施内容
村感染症対策班	検病調査係	実施責任機関となる県の検病調査班に協力して疫学調査を行う。
	防疫係	清潔方法及び消毒方法の施行、ねずみ族、昆虫等の駆除などにあたる。

3 県による感染症対策の指示

村は、知事（健康増進班）が派遣した担当職員の実情調査業務に協力するとともに、担当職員の指導に従い、速やかに以下の指示事項を実施する。

なお、村の行う措置は、感染の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため、最大限行うものとする。

- (1) 法第 27 条第 2 項及び第 29 条第 2 項の規定による消毒に関する指示
- (2) 法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示
- (3) 法第 31 条第 2 項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
- (4) 予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時予防接種に関する指示

4 感染症対策の実施

(1) 清潔方法

村は、感染症の患者が発生し、または感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地または建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導する。

また、村は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所を中心に感染症予防のための衛生処理を実施する。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(2) 消毒方法

感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 14 条及び「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号）」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

なお、知事の指示がない場合でも村長が必要と認めた場合は、上記の措置に準じて実施する。

(3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

法第 28 条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第 15 条に定めるところに従って行う。

(4) 生活の用に供される水の供給

感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実施するものとし、生活用水の供給に当たっては、特に配水器具等を衛生的に処理することに留意する。

なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルを目安とする。

(5) 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施する。

実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって、定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。

ただし、避難所で患者若しくは保菌者が発見され、蔓延のおそれがある場合には緊急に実施する。

(6) 患者等に対する措置

感染症患者及び病原菌の保菌者の隔離収容施設が被災した場合、又はそこで感染症患者又は病原菌の保菌者を発見したときは、中部福祉保健所長の指示に従い、速やかに別の隔離施設に収容する。

なお、交通途絶等のため患者を隔離施設に収容できない場合は、近くの適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

ただし、やむを得ない事情により隔離施設の収容が困難な病原菌の保菌者に対しては、自宅隔離を行うものとする。この場合は、特にし尿の衛生的処理について十分指導監視する。

(7) 避難所の感染症対策措置

避難所は応急仮設的で、かつ多数の避難者を収容するため不衛生になりがちであるため、中部福祉保健所の指導を得て防疫活動を実施する。

この場合、施設の管理者を通じてできるだけ衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て防疫の完璧を期する。

なお、感染症対策指導の重点事項は概ね以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 疫学調査 | <input type="checkbox"/> 清潔の保持及び消毒の実施 |
| <input type="checkbox"/> 集団給食 | <input type="checkbox"/> 飲料水の管理 |
| <input type="checkbox"/> 健康診断 | |

(8) 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、村民生活班において緊急に調達するが、それが不可能な場合は中部福祉保健所に調達斡旋の要請を行う。

第2 保健衛生

被災者の健康管理について、次の実施を図るものとする。

実施事項	実施内容
良好な衛生状態の保持	被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変にともない被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設ける。
要配慮者への配慮	高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。
保健師等による健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

第3 し尿処理

1 し尿の収集・処理

村は、次の方法によりし尿の収集・処理を実施する。

区分	実施内容
収集方法	し尿の収集は、災害の規模に応じて、各許可業者に指示して集中汲み取りを実施する。
処理方法	し尿の処理は、「宜野座村し尿処理液肥化施設」で行う。

2 仮設便所の設置及びし尿処理

村は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

3 清掃用薬剤の調達

村は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施する。

第4 動物の保護管理

1 犬及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画

(1) 犬及び負傷動物対策

村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。

(2) 特定動物（危険動物）対策

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、県が設置する特定動物対策班へ情報提供するとともに住民へ周知する。

2 保護・収容動物の公示

村は、保護・収容した動物の台帳を作成し、公示する。

3 動物の処分

県が動物の処分を行う次のことに関し、村は協力する。

(1) 所有者不明犬等

所有者不明犬等については、「狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律」に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。

(2) 特定動物（危険動物）

県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。

所有者不明の場合には、県からの要請に基づき、村が特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置を講ずる。

(3) 保護・収容動物の公示

県が作成した保護・収容された動物の台帳を村が公示する。

第5 ペット対応

災害発生時には、避難者がペットを同伴して避難することが予想される。

そのため、村は、避難所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

避難所においては、ペットの状況を把握するとともに、避難所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第 2 1 節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			総務班、村民生活班	石川警察署、 第十一管区海上保安本部、 金武地区消防衛生組合、 沖縄県
第 2 行方不明者の搜索	○			総務班、村民生活班	金武地区消防衛生組合、 石川警察署、 第十一管区海上保安本部、 関係機関
第 3 遺体の取扱い、埋葬等	○			総務班、村民生活班	石川警察署、 第十一管区海上保安本部、 沖縄県医師会等
第 4 遺体の火（埋）葬		○		村民生活班、総務班	沖縄県

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索を行い、遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

第 1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索及び遺体の収容、処理及び埋葬等の措置は、村長が行う。担当は、以下の表のとおりである。

措 置 別	担 当	協 力
行方不明者の搜索	総務班	金武地区消防衛生組合、 石川警察署、第十一管区海上保安本部
遺体の収容、処理及び埋葬等	村民生活班	健康福祉班

※救助法は適用されたとき、村長は知事の補助を行うものとする。ただし、知事が迅速におこなうため必要と認めるときは、村長が行うこととすることができる。

第 2 行方不明者の搜索

災害救助法が適用された場合の行方不明者の搜索及び遺体の処理等の費用及び期間等は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

1 搜索隊の設置

行方不明者の搜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて消防本部に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防吏員を中心に各班員をもって編成する。

2 搜索の方法

搜索にあたっては、災害の規模や地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行う。

3 行方不明者の発見後の収容及び処理

(1) 負傷者の収容

捜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、又は警察及び第十一管区海上保安本部らの救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

(2) 遺体の収容

捜索隊が発見した遺体は、速やかに警察の検視及び遺体及び村民生活班または医師の検案を受けた後、または警察等から遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに公民館及び学校等、適当な施設に搬送・収容する。

(3) 医療機関との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、健康福祉班及び医療機関等との連絡をあらかじめとっておく。

第3 遺体の取扱い、埋葬等

1 遺体の収容・安置

村は、遺体を収容、一時安置するための施設をあらかじめ選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。

また、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の施設に仮設）の一時安置場所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理する。

2 遺体の調査、身元確認

発見された遺体については、死体取扱規則（平成 25 年国家公安委員会規則）、海上保安庁遺体取扱規則（昭和 45 年）の規程により、警察官又は海上保安官は所要の遺体見分調書を作成する。

なお、遺体の調査、身元確認等は、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。

また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する市町村へ引き渡す。

3 遺体の処理

遺体について医師による死因、その他の医学的検査を実施する。

調査及び医学的検査を終了した遺体については、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

村は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努める。

第4 遺体の火（埋）葬

1 火（埋）葬の対象

村は、災害時の混乱の際に死亡した者（死因及び場所の如何を問わない）で、遺族等が火（埋）葬を行うことが困難な場合、又は、死亡した者の遺族がない場合に遺体の火（埋）葬を行う。

2 火（埋）葬の実施

村（村民生活班）は役場窓口等で火（埋）葬許可書を発行し、火（埋）葬を行う。

村の非常時に使用している火葬場の火葬能力を上回る場合などは、県に広域火葬を要請する。

また、災害時の火（埋）葬を円滑に行うため、民間事業者との災害協定の締結を検討する。

3 身元不明者の対応

村（村民生活班）は、一時保管した遺骨及び遺留品の台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。また、引き取りがない遺骨は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により扱う

第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者	○			建設班	沖縄県
第2 障害物の除去	○			建設班、産業振興班	金武地区消防衛生組合、 第十一管区海上保安本部、 各施設管理者
第3 災害廃棄物の処理	○			建設班	沖縄県、 金武地区消防衛生組合
第4 ゴミの収集・処理	○			村民生活班	金武地区消防衛生組合

この計画は、災害のため居住またはその周辺に運ばれた土石及び竹木等の障害物の除去及び災害廃棄物の処理に関するものである。

第1 実施責任者

災害時における障害物の除去は、救助法が適用された場合は県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長（建設班）が行うこととすることができる。

救助法が適用されない場合で、村長が必要と認めたときは、村長（建設班）が実施する。

第2 障害物の除去

1 除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えることと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 住民の生命、財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- その他公共的立場から除去を必要とする場合

2 実施方法

実施責任者は、自らの応急対策資機材を用い、又は状況に応じ建設業者等の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。

障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

3 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、一般的に遊休地、公園、広場及び宜野座村最終処分場（福山区）等を利用する。

4 倒壊住宅

被災建築物の解体、撤去は、原則として所有者の責任において被災者生活再建支援金等を活用して行う。

ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を村が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体においても村が実施する。

この場合、村（建設班）は、対象住家や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。また、申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

5 道路関係障害物

道路管理者は、遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

6 河川関係障害物

河川管理者は、河川等の機能を確保するため、災害時における管内河川、公共下水・排水路等の巡視を行うとともに、関係機関及び村内の建設業者等と協力して障害物の除去を行う。

7 漁港関係障害物

漁港管理者は、管理する区域の障害物を除去する。

第3 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物処理体制の確保

村は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成 30 年 3 月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）」又はこれらを踏まえ市町村が策定する災害廃棄物処理計画に基づき処理体制を速やかに確保する。

村は、廃棄物処理が村のみでは困難な場合、県及び関係団体と連携し、情報提供や技術的な助言等を行い、広域処理体制を構築する。

2 仮置場、最終処分地の確保

村内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とする。また、災害廃棄物の集積場所は、公園、広場及び清掃工場を利用する。

なお、村内での仮置場、最終処分地の確保が困難な場合は、県に支援を要請する。

3 リサイクルの対応

災害廃棄物処理においては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努める。

4 処理作業における安全管理

障害物除去及び災害廃棄物処理においては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

第4 ゴミの収集・処理

被災地におけるごみの収集処理は、村長（村民生活班）が行う。

ただし、被害が甚大のため村において実施できないときは、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

1 収集方法

(1) ゴミの収集

ゴミの収集は、被災地及び避難所に村の車両を配置して速やかに行うものとする。なお、災害が広範囲にわたり村の車両のみでは処理できない場合は、委託業者及び許可業者車両を借用して収集に当たる。

(2) ゴミの集積場所

ゴミの集積地は、地域自治会長と協議して定める。

(3) 優先収集

村は、防疫上食物の残さ等腐敗性のゴミを優先的に収集運搬する。

2 処理方法

ゴミの処理は原則として「金武地区消防衛生組合」（金武地区清掃センター）において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で処理できるものとする。

第 2 3 節 住宅応急対策計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者		○		建設班	沖縄県
第 2 応急仮設住宅の設置等		○		建設班	沖縄県
第 3 住宅の応急修理		○		建設班	沖縄県
第 4 建物の解体、撤去		○		建設班	沖縄県
第 5 住家の被災調査		○		建設班、総務班	金武地区消防衛生組合、 沖縄県

この計画は、災害により住宅を失い、または破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理、その他を実施するものである。

第 1 実施責任者

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は、知事（施設建築班）が実施する。
災害救助法が適用されない場合においても、村長が設置の必要を認めるときは、村長（建設班）が実施する。

第 2 応急仮設住宅の設置等

1 応急仮設住宅

村は、以下の内容に基づき、応急仮設住宅を設置する。

なお、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供与の費用及び期間等は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

区 分	設 置 内 容
対象者	住家が全壊（焼）、又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者。
設置戸数	設置戸数は住家が全壊（焼）、又は流失した世帯の 3 割以内とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て和の引き上げをすることができる。
設置場所	設置場所は原則として村有地とするが、やむを得ない場合に限り私有地を借用して設置する。
規模及び費用	1 戸当たり規模：29.7 m ² （9 坪） 構 造：1 戸建て、長屋建て又はアパート式のいずれか 設 置 費 用：整地費、建築費、附帯工事費、人夫費、輸送費及び建築事務所費等の一切の経費を含めて 1 戸当たり平均 5,714,000 円以内とする。
着工及び供与期間	応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から 20 日以内に着工する。また、応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項による期限内（最高 2 年以内）とする。

区 分	設 置 内 容
要配慮者に配慮した 仮設住宅	仮設住宅の建設にあたっては、高齢者や障害者等の災害弱者に配慮した住宅の建設を行う。
入居者の選定	入居者の選定にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者の入居を優先する。
運営管理	<p>応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p> <p>また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。</p>

2 公営住宅及び民間賃貸住宅の活用

村は、村営住宅の応急仮設住宅としての利用・確保に努める。村営住宅の利用は、災害発生の日から3年間（公営住宅法第24条）に限る。また、一時入居住宅として、正規の入居資格要件の有無を問わない。

また、必要に応じて、民間の空き家等の賃貸住宅を借り上げ、仮設住宅としての利用確保に努める。

第3 住宅の応急修理

1 実施責任者

住宅の応急修理は県（権限を委任した場合は村）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行う。

2 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、次に掲げる内容に従い、実施する。

区 分	実 施 内 容
対象者	災害のため住家が半壊（焼）し、そのまま当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理をすることができない者に対して行う。
戸数	<p>住家が半壊（焼）した世帯数の3割以内とする。</p> <p>該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶものとする。（沖縄県の規程に準ずる。）</p>
規模及び費用	居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分にたいして現物をもって行うものとする。県（権限を委任した場合は村）における修理費用の限度額としては、救助法に基づく。
期間	住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了させる。

第4 建物の解体、撤去

被災建築物の解体、撤去は、原則として所有者の責任において被災者生活再建支援金等を活用して行う。

ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を村が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体においても村が実施する。

この場合、村（建設班）は、対象住家や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。また、申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

第5 住家の被災調査

1 住家の被災調査

村は、罹災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び準半壊に至らない（一部破損）の区分で判定を行う。

〈住家被害の程度と基準〉

被害程度	損壊割合※1	損害割合※2	
全壊	70%以上	50%以上	
半壊	20%以上70%未満	20%以上50%未満	
	大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満
	中規模半壊	30%以上50%未満	30%以上40%未満
一部損壊	20%未満	20%未満	
	準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満

※1 損壊割合：住家の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積に占める割合

※2 損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合

なお、状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

また、火災により焼失した家屋等は、金武地区消防衛生組合が消防法に基づく火災調査を行う。

2 被災者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第24節 二次災害の防止計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者	○			建設班	沖縄県
第2 被災建築物の応急危険度判定	○			建設班	沖縄県
第3 被災宅地の危険度判定	○			建設班	沖縄県
第4 降雨等による水害・土砂災害の防止	○			建設班	沖縄県、 沖縄気象台
第5 高潮、波浪等の対策	○			建設班	沖縄県

この計画は、被災建築物等の二次災害の防止を図るとともに、二次災害の発生に備えて災害の発生に備え避難対策を講ずるためのものである。

第1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、村が実施する。

村は、応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を実施するに当たって、県に対し技術的な支援を要請する。

第2 被災建築物の応急危険度判定

村は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、村の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

判定の内容、判定結果の表示

区分	判定の内容
危険 (赤ステッカー)	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意 (黄色ステッカー)	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済み (調査済みステッカー)	建築物の損傷が少ない場合である。

第3 被災宅地の危険度判定

村は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、村の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

第4 降雨等による水害・土砂災害の防止

村は、地震後の降雨等による水害や土砂災害等に備え、危険箇所の点検を行うとともに、点検の結果、危険性の高い箇所については、早期に応急対策を実施する。

また、村は、危険情報を関係機関や住民等に周知し、必要な場合は避難対策を実施する。

第5 高潮、波浪等の対策

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市町村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第25節 教育対策計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第2 応急教育対策		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第3 応急保育対策		○		健康福祉班	沖縄県
第4 学校給食対策		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第5 社会教育施設等対策		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第6 罹災児童生徒の保健管理		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第7 文化財対策		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所

この計画では、災害が発生したまたはそのおそれがある場合の教育現場における迅速かつ適切な対応、また文教施設及び児童生徒の被災により教育を行うことができない場合の応急教育の確保について定めたものである。

第1 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

実施責任者	実 施 内 容
村 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村立小中学校、その他の文教施設の災害復旧 ・ 救助法による教科書、教材及び学用品支給について知事の補助機関として行う
村教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村立小中学校児童生徒に対する応急教育 なお、救助法が適用されたとき、又は実施が困難な場合、県知事又は教育委員会が関係機関の協力を求めて適切な措置をとる
県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助法の適用事項
県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ・ 県立学校の生徒に対する応急教育
各学校長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の学校内の応急措置

第2 応急教育対策

災害時における応急教育は概ね以下の要領による。

1 休校措置

- 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は村教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。
- 休校措置が登校前に決定した時は、直ちにその旨を放送（村防災行政無線放送、報道機関等）、その他確実な方法により児童生徒に周知させる。
- 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行う。

2 教育施設の確保

学校施設が災害によりその一部が損壊し使用不能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所について応急処置または補強を施し、学校教育に支障のないよう万全の措置を講じ休校をできる限り避ける。

また、災害のため学校施設が使用できない場合は、次の場所を予定する。応急教育実施の予定場所

災害の程度	応急教育実施の予定場所
校舎の一部が使用不能の場合	○特別教室、屋内体育館等の施設を利用 ○不足する場合は、2部授業等の方法
校舎の全部又は大部分が使用不能の場合	○所管する施設等の公共的施設、又は隣接学校の校舎等を利用
特定の地区が全体的な被害を受けた場合	○避難先の最寄りの学校又は被害を免れた所管する施設等の公共的施設等を利用・利用すべき施設がない場合、応急仮設校舎を建設

3 教科書及び学用品の給与

村は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒に対して教科書、文房具及び通学用品を調達し、給与する。

また、救助法が適用された場合は、災害救助法施行規則（昭和22年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第1号）に基づき迅速な措置を講ずる。

なお、災害救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、村又は本人の負担とする。

(1) 支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

(2) 支給品目

教科書及び教材、文房具及び通学用品とする。

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

村が学校別、学年別に使用する教科書ごとに必要な数量を取りまとめ、沖縄県教育委員会に報告するとともに、沖縄県教育委員会の指示に基づいて教科書取扱店等から供給を受ける。

また、必要に応じて村内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済みの教科書の供与を依頼する。

イ 教科書以外の学用品の調達

村内の学用品取扱店から調達するが、村内で調達困難な場合は、知事（沖縄県教育委員会）にあっせんを依頼する

(4) 支給期間

学用品の給与は災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、その他学用品については15日以内に支給を完了しなければならない。

(5) 災害救助法適用世帯以外の児童、生徒及び幼児に対する支給

災害救助法適用世帯以外の児童、生徒及び幼児に対しては、村又は本人の負担とする。

4 被災児童生徒の転校、編入

被災児童生徒の転校編入については、教育長が別に定める。

5 教職員の確保

(1) 教員組織の編成替え

村教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が行えないときは、代替職員を確保し、授業に支障をきたさないようにする。また、必要に応じて一時的に教員組織の編成替え等を行う。

(2) 応援・派遣要請

学校間における教職員の応援、県教育委員会へ応急救職員の緊急派遣を要請するなどを行う。

(3) 教員の臨時確保

教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。

第3 応急保育対策

1 保育児童の安全確保

(1) 在所（園）時の対応

- 児童が在所（園）中であるときは、安全確認ができるまでの間、児童を園内に保護する。
- 安全確認ができ、確実に保護者等へ引き渡しができる場合は、事前の計画に基づいて児童を引き渡す。

(2) 在宅時の対応

- 保育所（園）長は、夜間や休日等に災害が発生し、被害状況等から判断して必要と認められるときは、休所（園）とするなどの措置を講ずる。
- 保育所（園）長は、参集した職員により、児童の安全確認を行うとともに、それぞれの被災状況を把握する。

2 保育施設の応急復旧

災害により被害を受けた保育施設は、速やかに応急復旧を行い、衛生環境を保持するに十分な清掃と消毒作業、保育備品の調達等を行い、平常通り保育できるよう努める。

3 応急保育の実施方法

- (1) 通所（園）可能な児童は、保育所（園）において保育する。その際、児童の安全確保と健康に万全を期する。
- (2) 園舎が使用不能の場合は、次の方法を講ずるとともに、平常保育に戻るよう努める。

- 他の施設を確保し、早急に保育を再開する。
- 長期にわたって保育が不能な場合又は被災地区における復旧作業のために児童の保育が特に必要とされる場合は、特設の保育所（園）を設けるなど便宜を図る。

4 こころのケア

(1) 園児のこころのケア

被災による精神的な打撃によって園児に生じやすい心理的な障がい十分に配慮し、園児のこころのケアに努める。

(2) 職員のこころのケア

応急保育の期間が長くなると、職員の負担が大きくなることから、労務管理等を適切に行うよう努める。

第4 学校給食対策

村教育委員会は、応急給食を必要と認めるときは、県教育委員会、県学校給食会、及び保健所と協議の上実施する。

第5 社会教育施設等対策

公民館等施設の管理者は、災害応急対策のために利用される場合が多いので被害状況の把握に努めるとともに被災施設の応急修理を速やかに実施する。

第6 罹災児童生徒の保健管理

村は、罹災児童生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第7 文化財対策

文化財が被害を受けた場合は、村文化財調査審議会の意見を参考に被害状況を収集調査し、その結果を県に報告するとともに文化財的価値が及ぶかぎり速やかに復旧・維持しうるよう、管理団体（主として保有者）の協力を得て対策を立てる。

第26節 危険物等災害応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 石油類	○			総務班	金武地区消防衛生組合、施設責任者、石川警察署、十一管区海上保安本部
第2 毒物劇物		○		総務班、産業振興班	金武地区消防衛生組合、施設責任者、石川警察署、十一管区海上保安本部

この計画では、危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ確かな災害応急対策を実施するものである。

なお、本節で扱う危険物は、次のとおりである。

区分	定義	例
危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの	石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの	毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等

第1 石油類

村は、消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。

措置実施	措置内容
危険物施設の責任者	消防法で定める危険物の貯蔵所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ア) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出または出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 イ) タンク破損等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ウ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
警察	施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区海上保安本部等	災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

第2 毒物劇物

村は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施する。

措置実施	措置内容
毒物劇物保管施設責任者	毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報する。 ア) タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。 イ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
県	施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施する。
警察	施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区海上保安本部等	災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

第27節 在港船舶対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 船舶の被害防止対策	○			総務班、産業振興班	第十一管区海上保安本部、 沖縄総合事務局、沖縄県警察、 宜野座村漁業協同組合
第2 津波避難	○			総務班	各関係機関

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、港内在泊船の万全を期するため、防災関係機関が相互に連携し、速やかな避難措置等をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるとともに、船舶の被害防止を図るためのものである。

第1 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、沖縄警察署、村及び宜野座村漁業協同組合等関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずる。

- 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- 荷役中の船舶は、速やかに荷役を終了又は中止させる。
- 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう指示する。
- 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

第2 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、本章「第8節 避難計画」に定めるところによる。

第 2 8 節 労務供給計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者		○		観光商工班、 総務班	沖縄県、 沖縄公共職業安定所等
第 2 労務者の供給方法		○		観光商工班、 総務班	沖縄公共職業安定所等
第 3 災害救助法による賃金 職員等の雇上げ		○		観光商工班、 総務班	沖縄公共職業安定所等
第 4 従事命令、協力命令		○		観光商工班、 総務班	沖縄県、 防災関係機関

本計画では、災害応急対策実施のため、各実務機関における職員の動員だけでは十分に
対応できない困難な事態が発生した場合に、必要な労務の供給を実施するためのものであ
る。

第 1 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、村において行う。

ただし、必要な労務者の確保が困難な場合は、村の要請により公共職業安定所において
供給の支援を行う。

第 2 労務者の供給方法

村は、公共職業安定所等と連携しつつ、災害時に必要な応急対策要員の確保を図る。

供給方法	実 施 内 容
供給手続	<p>村長は、沖縄公共職業安定所長（ハロー・ワーク）に対し、次の事項を明示して労務者の供給を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 必要労務者数 イ) 就労場所 ウ) 作業内容 エ) 労働時間 オ) 賃金 カ) その他必要な事項
賃金の基準	<p>賃金の基準は、宜野座村臨時職員の賃金を基準とし、災害時の事情等を勘案して決定するものとする。</p>
賃金の支払い	<p>賃金の支払い事務は、「宜野座村臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則」に準じて、その担当班の所属課が行うものとする。</p>
労務者の輸送方法	<p>労務者の輸送は、原則として村の車両によって行うものとする。</p>

第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

村が実施する、災害救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

1 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

区 分	内 容
被災者の避難誘導賃金職員等	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。
医療及び助産における移送賃金職員等	○医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。 ○医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等を必要とするとき。 ○傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。
被災者の救出賃金職員等	被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。
飲料水の供給賃金職員等	飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。
救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等	以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。 ○被服、寝具、その他の生活必需品 ○学用品 ○炊き出し用の食料品、調味料、燃料 ○医薬品、衛生材料
遺体捜索賃金職員等	遺体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。
遺体の処理（埋葬を除く）賃金職員等	遺体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

2 賃金職員等雇上げの特例

上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、村は、以下の申請事項を明記して県（住民生活班）に申請する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目 ○賃金職員等の所要人員 ○雇上げを要する期間 ○賃金職員等雇上げの理由 |
|--|

3 雇上げの費用及び期間

(1) 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

(2) 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

第4 従事命令、協力命令

1 従事命令、協力命令の要領

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発する。

■ 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	村長
		〃 第65条第2項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官 (警察官がその場 にいない場合)
災害救助作業 (災害救助法に基づ く救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	〃 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応 急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令	〃 第71条第2項	村長 (委任を受けた場合)
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団 長、消防機関の長

※ 知事（知事が村長に権限を委任した場合の村長を含む）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

■ 命令対象者

命 令 区 分 (作業対象)	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	ア) 医師、歯科医師又は薬剤師 イ) 保健師、助産師又は看護師 ウ) 土木技術者又は建築技術者 エ) 土木、左官、とび職 オ) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 カ) 地方鉄道業者及びその従業者 キ) 軌道経営者及びその従業者 ク) 自動車運送業者及びその従業者 ケ) 船舶運送業者及びその従業者 コ) 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事 (災害応急対策全般)	村内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

2 傷害等に対する補償

村は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により村長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、もしくは疫病となったときは、基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災害対策基本法第 84 条第 1 項）

3 損失等に対する補償

村又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。（災害対策基本法第 82 条第 1 項）

第 2 9 節 民間団体等協力計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第 1 実施責任者	○			総務班、観光商工班、 健康福祉班	沖縄県、 各関係機関
第 2 協力要請	○			総務班、観光商工班、 健康福祉班	各関係機関

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑迅速な処理を行うため、民間団体の協力を図るためのものである。

第 1 実施責任者

民間団体に対する協力要請は、村長（観光商工班）が行うものとする。
なお、村で処理できない場合は、被災をまぬがれた隣接市町村に協力を求めて行う。

協力要請対象団体

○各自治会 ○民間企業 ○その他各種団体

第 2 協力要請

要請の区分、実施内容は以下の通りとする。

区 分	実 施 内 容
要請の方法	<p>協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行うものとする。</p> <p>① 協力を必要とする理由 ② 作業の内容 ③ 期間 ④ 従事場所 ⑤ 所要人数 ⑥ その他必要な事項</p>
協力を要する 作業内容	<p>① 災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕 ② 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等の奉仕 ③ 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕 ④ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導 ⑤ 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 ⑥ その他危険の伴わない災害応急処置の応援</p>

第30節 ボランティア団体受入れ計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者		○		健康福祉班	村社会福祉協議会、 県社会福祉協議会、 日本赤十字社沖縄県 支部等
第2 ボランティアの募集		○		健康福祉班	村社会福祉協議会、 県社会福祉協議会、 日本赤十字社沖縄県 支部等
第3 ボランティアの受入れ		○		健康福祉班	村社会福祉協議会、 県社会福祉協議会、
第4 ボランティアの活動内容		○		健康福祉班	村社会福祉協議会
第5 ボランティアの活動支援		○		健康福祉班	村社会福祉協議会

大規模災害の発生時には、村の防災関係職員だけでは十分な応急対策活動が実現できない事態が予想される。本計画は、このような緊急の際に関係諸団体との連携のもとボランティア団体の協力を得て、応急対策の迅速かつ的確な実施を図るためのものである。

第1 実施責任者

村（健康福祉班）は、宜野座村社会福祉協議会及び日本赤十字社、その他関係機関と連携をとりながら、ボランティア活動が円滑に実施できるよう受入れ体制を整備するものとする。また受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努める。

第2 ボランティアの募集（要請の方法）

村災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、協力を必要とする作業に適する団体の長に対し、以下の事項を明示して要請する。

- | | |
|-------------|--------------|
| ○協力を必要とする理由 | ○作業の内容 |
| ○期間 | ○従事場所 |
| ○所要人数 | ○その他、必要とする事項 |

第3 ボランティアの受入れ

村災害ボランティアセンターは、沖縄県災害ボランティアセンター、社会福祉協議会、日本赤十字社、地域のボランティア団体等と連携をとり、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入れ体制を整備する。

なお、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話能力等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

ボランティアの受入れ事務（受付、活動調整、現地誘導等）は、地域のボランティアや住民組織に人員からの派遣等により実施する。

第4 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

種別	活動内容
専門ボランティア	ア) 医療救護（医師、看護師、助産師等） イ) 無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ウ) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有するもの） エ) 住宅の応急危険度判定（建築士等） オ) その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
一般ボランティア	ア) 炊き出し イ) 清掃及び防疫 ウ) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 エ) 被災地外からの応援者に対する地理案内 オ) 軽易な事務補助 カ) 危険を伴わない軽易な作業 キ) その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ク) 災害ボランティアセンターの運営に関する支援 ケ) その他必要なボランティア活動

第5 ボランティアの活動支援

村は、必要に応じ、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。また、村は、村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

1 活動支援

村、村社会福祉協議会は、ボランティアの活動支援として、次の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供

村は、災害時において、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宜野座村社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める

(2) 設備機器の提供

村は、可能な限り、電話、FAX、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供

村は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供し、情報の共有化を図る。また、ボランティア組織自体が必要とする情報に加え、住民に対する震災関連情報や生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

村は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援を検討する。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

村は、県と連携し、ボランティアが必要としている支援物資を、報道機関を通じて広報することにより、ボランティア活動に対する金銭面や物資面の負担を軽減する。

第3 1節 公共土木施設応急対策計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者	○	○		各対策班	各施設管理者
第2 村における応急工事への措置及び対応	○	○		建設班、総務班、各対策班	各施設管理者
第3 村施設及びその他の公共施設の応急、復旧対策	○	○		各対策班	各施設管理者
第4 道路・橋りょうの応急、復旧対策	○	○		建設班	各施設管理者
第5 河川管理施設の応急、復旧対策	○	○		建設班、上下水道班	各施設管理者
第6 漁港施設の応急、復旧対策	○	○		産業振興班	各施設管理者、第十一管区海上保安本部

この計画は、災害時における村内の公共施設のほか、道路及び河川、漁港等の公共土木施設の応急対策について定めるものである。

第1 実施責任者

災害時における各公共施設の応急対策は、それぞれの施設管理者が連携・調整の上で行う。

第2 村における応急工事への措置及び対応

1 村における要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じる。

- 応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

2 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

第3 村施設及びその他の公共施設の応急、復旧対策

災害が発生した場合、村庁舎、地域福祉センター、中央公民館、各地区公民館等の村公共施設、社会福祉施設の管理者は、利用者の安全確保と施設機能回復のため、次のような応急措置を講ずる。

対策別	実 施 内 容
① 村施設の 応急対策	ア) 避難対策の実施 イ) 混乱の防止 ウ) 施設入所者の人命救助 エ) 施設が被災した場合、安全確保のため立ち入り禁止措置 オ) 本部への通報 カ) 施設の応急復旧活動の実施
② 施設利用者・入 所者の安全確保 の方針	ア) 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする イ) 避難対策で講じた応急措置のあらましを本部へ速やかに報告する ウ) 館内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる
③ 施設建物の 保全の 方針	ア) 応急措置 施設建物の保全は、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。 a. 危険箇所の緊急保安措置、危険防止の保全措置を実施する b. 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する c. 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が対応困難な場合は関係機関の応援を得て実施する
	イ) その他の 留意事項 a. 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査 b. ガラス類等の危険物の処理 c. 危険箇所への立ち入り禁止の表示 d. 社会福祉施設は、「要配慮者」のための専用避難所となることの想定

第4 道路・橋りょうの応急、復旧対策

災害が発生した場合、道路管理者はそれぞれの所管の道路、橋りょうについて被害状況を速やかに把握し、応急措置を行う。

1 応急対策

対策別	実施内容
① 被害状況の調査・把握	<p>村（担当：建設班）は災害が発生した場合、道路パトロールにより被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。また、関係機関から道路に関する情報を収集する。</p> <p>ア) 被害発生日時 イ) 被害内容及び程度 ウ) 迂回道路の有無</p>
② 道路管理者及び敷設占用施設等管理者への通報	<p>村道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。</p> <p>また、道路各占用施設（上・下水道、電気、ガス、電話等）の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び道路管理者にその旨を通報する。</p>
③ 交通規制	<p>通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずるよう要請する。</p> <p>また、周知措置等、村民の安全確保のための措置をとる。</p>

2 復旧対策

対策別	実施内容
① 道路の応急復旧	<p>被害を受けた村道について村内建設業者等の協力により、応急復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無等の調査及び利用により交通を確保する。なお、村道以外の道路について、事態が緊急を要し当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を実施する。</p> <p>道路の応急復旧が困難な場合は、県知事、自衛隊に対し応援を求める。</p>
② （関係機関と協議） 仮設道路の設置	<p>ア) 応急工事</p> <p>応急交通確保のため被害状況に応じた仮工事を行う。</p> <p>a. 排土作業又は盛土作業 b. 仮舗装作業 c. 障害物の除去 d. 仮道、さん道、仮橋等の設備</p>
	<p>イ) 応急工事の順位</p> <p>被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。</p>

第5 河川管理施設の応急、復旧対策

災害により、河川及び排水機場等の施設が被害を受けた場合は、各施設を所管する機関と協力して、応急復旧に努め、排水に全力を尽くす。

1 応急対策

対策別	実 施 内 容
① 施設の巡視	建設班、上下水道班は、災害が発生した場合には、管内施設の被害を調査し、その情報を本部長、県に報告する。
② 被害発生時の措置	災害により河川管理施設に被害が発生した場合は、直ちに県に報告し、次の措置を行う。 ア) 移動排水ポンプの派遣要請 イ) 排水作業 ウ) 内水被害の拡大防止 エ) 技術指導の要請

2 復旧対策

護岸、海岸等の被害について調査し、速やかに応急復旧を県に要請する。

第6 漁港施設の応急、復旧対策

地震・津波により、漁港施設が被害を受けた場合、産業振興班は各関係機関と連絡を保ちながら災害対策を行う。

1 応急対策

対策別	実 施 内 容
① 調査・報告	災害発生後、産業振興班は漁港施設の被害状況を調査及び管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、速やかに次の事項を本部長、県（北部農林水産振興センター長等）に報告する。 ア) 被害の発生した日時及び場所 ウ) 泊地内での沈没船舶の有無 イ) 被害内容及び程度
② 被害発生時の措置	港内の船舶交通に支障がある場合は、第十一管区海上保安本部に通報し海上交通の安全確保を要請する。

2 復旧対策

災害により漁港施設に被害が発生した場合は、村内建設業者等の協力により全力をあげて応急復旧の努めるとともに、漁港管理者は再度災害を防止するため、十分な応急措置を行うものとする。

防護別	措 置 内 容
① 背後地に対する防護	津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破壊又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。
② 航路、泊地の防護	河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。
③ けい留施設	岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い破壊拡大を防止するものとする。

第32節 ライフライン等施設応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 電力施設災害応急対策計画	○	○		総務班	沖縄電力(株)
第2 電気通信設備応急対策	○	○		総務班	電気通信関係機関
第3 ガス施設災害応急対策計画	○	○		総務班	各ガス関係業者、 (一社)沖縄県高圧ガス保安協会、警察、 消防機関
第4 上水道施設災害応急対策計画	○	○		上下水道班	各関係機関

この計画は、ライフライン（電気、通信、ガス、上・下水道）の災害応急対策について迅速、適切な対応を行うためのものである。

第1 電力施設災害応急対策計画

1 実施方針

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める防災業務計画により実施するものとする。なお、同計画は電力施設に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るために定められており、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は、電力施設復旧の処理に当たって大口需要家及び宜野座村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部と協議して措置する。

実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話
沖縄電力株式会社	浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
沖縄電力株式会社名護支店	名護市 名護 4604-2	0120-586-706

第2 電気通信施設被害応急対策計画（NTT西日本沖縄支店）

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生し、または発生の恐れがあると認めたときはNTT西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施する。

なお、電気通信施設の復旧処理にあたっては、必要に応じ村災害対策本部と協議し、実施する。

実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話
NTT西日本沖縄支店	浦添市城間 4-35-1	113

第3 ガス施設災害応急対策計画

ガス施設に関する災害応急対策は、宜野座村管轄の各ガス関係業者が定める保安規定により各業者が実施する。なお同規定は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他非常時にとるべき措置等について定めるものとする。

1 連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時にLPガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。

休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 事故の処理

事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。また、整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

第4 上水道施設災害応急対策計画

水道事業者等は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

1 復旧の実施

施設別	実施内容
① 取水、導水施設の復旧	取水・導水施設の被害は、浄水活動に大きな支障を及ぼすことから、その復旧は最優先で行う。
② 浄水施設の復旧	浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
③ 管路の復旧	管路の復旧にあたっては、随時配水系統等の変更を行いながら、予め定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易、被害箇所的重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行うものとする。
④ 給水装置の復旧	ア) 公道内の給水装置 公道内の給水装置の復旧は、配水管復旧及び通水と平行して実施するものとする。 イ) 一般住宅等の給水装置 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申し込みがあったものについて実施するものとする。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を必要とする変電所等を優先して実施するものとする。

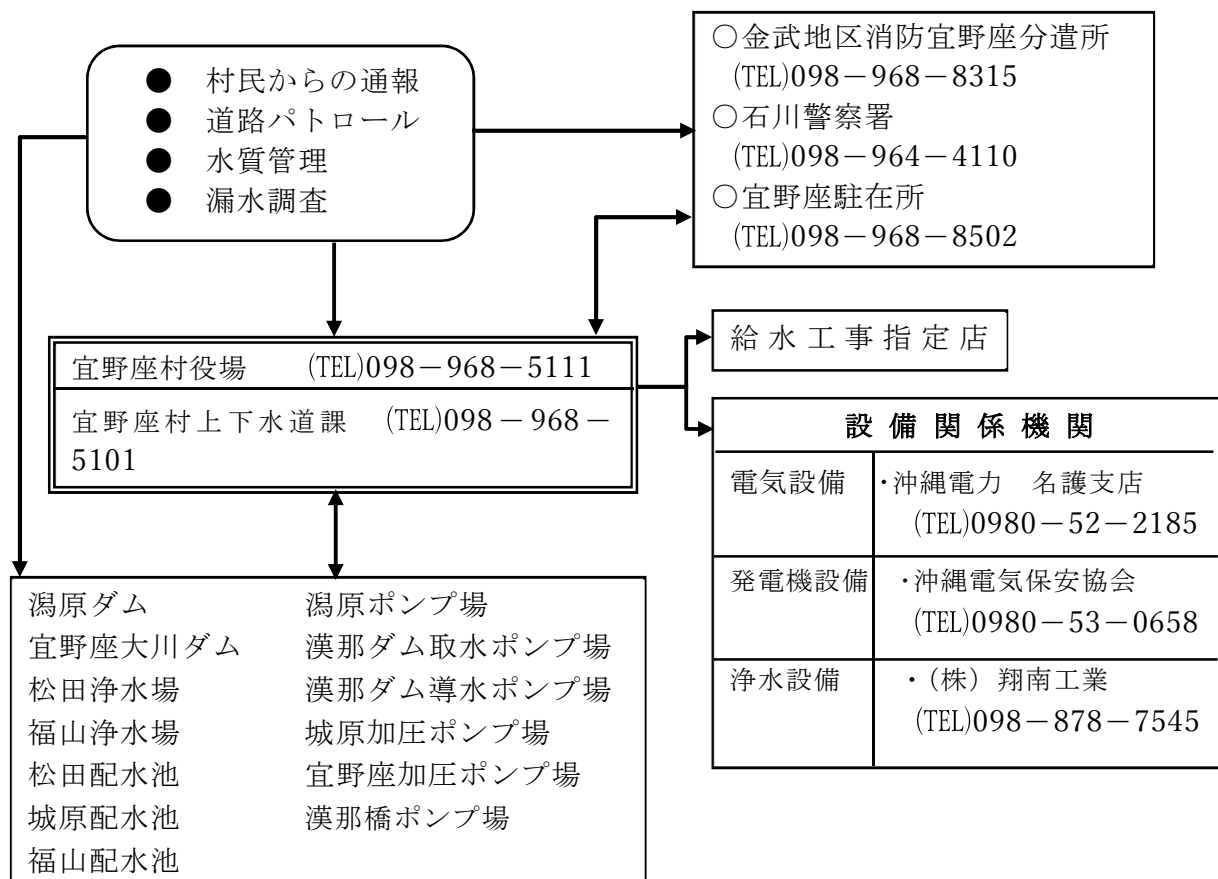
2 広域支援の要請

村の要請等から県は、水道事業者等による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に関わる調整を行う。また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行うものとする。

3 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努めるものとする。

■ 実施連絡機関及び体制



4 下水道施設応急対策計画

下水道施設に被害が発生した場合には、主要施設から順次復旧を図るものとする。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管渠汚水枳、取付管等の復旧を行うものとする。

施設別	実施内容
① ポンプ場の復旧	ポンプ場において停電が発生した場合は、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設機能回復を図るものとする。
② 管渠施設の復旧	管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努めるものとする。

■ 実施連絡機関

機関の名称	所在地	電話
宜野座村役場上下水道課	字宜野座 296	098-968-5101

第33節 農林水産物応急対策計画

項 目	初動	応急	復旧	担 当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 実施責任者		○		産業振興班	沖縄県
第2 農林水産物の対策		○		産業振興班	JA おきなわ、宜野座村漁業協同組合、沖縄県等
第3 水産物の対策		○		産業振興班	宜野座村漁業協同組合、沖縄県等
第4 農産物の対策		○		産業振興班	JA おきなわ、沖縄県等
第5 家畜の対策		○		産業振興班	JA おきなわ、沖縄県等

この計画は、災害時における農林水産関係の災害応急対策を行い、これら農林水産の経営の安定を図るためのものである。

第1 実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策計画は、県の指導に基づき村長（産業振興班）が行う。

第2 農林水産物の対策

1 農水産物の事前及び事後対策

対 策 別	実 施 事 項
① 事前対策	村は、農林水産物に被害を及ぼす災害発生又は発生するおそれのあるとき、直ちに事前措置を樹立し、広報車を通じて周知徹底を図るとともに、農協、漁協、各自治会長並びに関係団体を通じて事前対策について指導を行うものとする。
② 事後対策	村は、災害発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに再生産対策を樹立し、農漁家を対象とした督励に努めるほか、農協、漁協、各自治会並びに関係団体の相互協力のもとにその対策を実施する。

第3 水産物の対策

1 水産物応急対策

対策別	実施内容
① 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保	災害により水産養殖種苗の供給、補給の必要を生じた場合は、県に対しその確保要請を行うものとする。
② 病虫害等の防除指導	災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合、又はその発生蔓延のための防止について県の指導を要請するものとする。
③ 漁船漁具の応急対策	漁船漁具の管理については、台風、津波等の災害が予想される場合は、所有者において安全な場所へ移動するものとする。 この場合の避難場所の選定、避難の方法等については、予め計画しておくものとする。

第4 農産物の対策

1 農作物応急対策

対策別	実施内容
① 種苗対策	災害により農作物が被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、種苗の確保計画を立て、JAおきなわと協力して緊急防除を実施するとともに農作物に対する管理指導を行うものとする。
② 病虫害防除対策	ア) 緊急防除対策 災害等による病虫害が村内に広範な地域にわたり発生し、又は発生が予想され緊急の防除を必要とする場合は、県の指導を仰ぎ病虫害緊急防除対策を樹立し、農協、各自治体並びに農業団体及び農家に対し具体的な防除を指示するものとする。
	イ) 緊急防除指導班の編成 村は、必要と認めるとき緊急防除指導班（産業振興課、JAおきなわ、北部農林水産振興センター農業改良普及課等）を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。
	ウ) 防除器具の使用 災害により発生した病虫害の防除を実施する際、関係機関の防除機（大型防除機）を使用するものとし、資機材の確認及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。
	エ) 農薬の確保 災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、JAおきなわに対し手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

第5 家畜の対策

1 家畜応急対策

対策別	実施内容
① 家畜の管理	地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させる。そのため、村は飼養者へ家畜の避難場所の選定、避難の方法等をあらかじめ計画しておくよう周知する。
② 家畜の防疫	家畜伝染病の発生を予防するため、県から協力依頼を受けた場合、家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し、災害地域の家畜及び畜舎に対して必要な防疫を実施する。 災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に村への届出を行わせるとともに、家畜防疫員は死体の埋没又は焼却を指示する。 ○被災家畜には伝染性疫病の疑いがある場合又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、家畜防疫班及び畜舎消毒班を被災地に派遣し、緊急予防措置をとる。 ○災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合、村長は被災地への家畜診療班の派遣を県へ要請する。
③ 飼料の確保	災害により飼料の確保が困難となったときは、各畜産関係組合等の要請に基づき県又は“JAおきなわ”に対し必要量の確保及び供給についてあっせんを要請するものとする。

第34節 米軍との相互応援計画

項目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第1 相互連携体制の構築	○			総務班、企画班	米軍、 金武地区消防衛生組合
第2 緊急時における消防車両の 基地内通過に関する協定	○			総務班、企画班	米軍、 金武地区消防衛生組合
第3 消防相互援助協約	○			総務班、企画班	米軍、 金武地区消防衛生組合

この計画は、大規模災害が発生した場合における応急対策や復旧対策を円滑に実施するための米軍との相互応援に関するものである。

第1 相互連携体制の構築

村は県と協議し、米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模、態様の情報収集及び伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

上記の目的を達するため、県内で、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害がおよび、又はその恐れがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に連携を行うための手順として「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」が、沖縄県と在沖米軍の共同により平成14年1月に策定された。

第2 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定

消防機関は、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入について」（平成13年1月11日）の協定をもとに消防本部と米軍が締結した、消防車両等の米軍施設・区域の通過についての協定に基づき、必要に応じて在日米軍施設・区域内への緊急車両等の立入を行う。

第3 消防相互援助協約

消防機関は、「消防相互援助協約」に基づき、米軍及び消防本部の管轄区域に隣接する区域で火災又は災害が発生した場合、米軍と相互応援を行う。

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

項 目	担 当
第1 災害復旧事業計画作成の基本方針	関係各課
第2 災害復旧事業計画	関係各課
第3 村及び県における措置	関係各課

この計画は、被災した施設及び本村がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じて復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧と合わせて再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図るためのものである。

第1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画する。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図る。

第2 災害復旧事業計画の種類

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画するものとする。

なお、公共施設の災害復旧事業は、公共の福祉の確保を図る観点からできる限り速やかに実施されることが必要であり、原則として国の直轄事業は2ヵ年、補助事業については3ヵ年で完了させることとしている。

■ 主な公共施設災害復旧事業

区 分	内 容
(1) 公共土木施設災害復旧計画	ア 河川施設復旧事業計画 イ 海岸 〃 ウ 道路 〃 エ 砂防 〃 オ 地すべり防止施設復旧事業計画 カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画 キ 下水道施設復旧事業計画 ク 港湾施設復旧事業計画 ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画 コ 漁港施設復旧事業計画 サ 公園災害復旧事業計画
(2) 水道施設復旧事業計画	
(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画	

区 分	内 容
※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	
(4) 都市災害復旧事業計画	
(5) 住宅災害復旧事業計画	
(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画	
(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画	
(8) 公立学校施設災害復旧事業計画	
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画	
(10) 文化財災害復旧事業計画	
(11) その他の災害復旧事業計画	

第3 村及び県における措置

1 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合に村または県は、被害の状況を速やかに調査把握するとともに早期に激甚災害の指定が受けられるように対応し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行なわれるよう努める。

2 緊急災害査定促進

災害が発生した場合に村または県は、被害状況を速やかに調査把握するとともに緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

3 災害復旧資金の確保措置

村または県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

4 暴力団の排除

村は、県警察が実施する、暴力団等の動向把握及び復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に協力し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

5 県の代行

村は、国の緊急災害対策本部設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けて、村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して迅速かつ円滑な復興のため必要があるときは、県に対して村に代わって工事を行うよう要請する。

第2節 被災者生活への支援計画

項 目	担 当	
	実施主体及び支援	関係機関
第1 災害相談計画	関係各課	
第2 罹災証明書等の発行	総務課	金武地区消防衛生組合
第3 住宅の復旧計画	健康福祉課、総務課、建設課	
第4 生業資金の貸付等	健康福祉課、	村社会福祉協議会
第5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	健康福祉課	
第6 災害義援物資、義援金品の募集及び配分	健康福祉課、総務課	沖縄県、日本赤十字社等
第7 租税の徴収猶予及び減免措置	村民生活課、健康福祉課	
第8 職業のあっせん	観光商工課	公共職業安定所
第9 被災者生活再建支援法の適用	健康福祉課	
第10 地震保険や共済制度の活用	関係各課	沖縄県

この計画は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金や生業及び就労の回復による生活資金の継続的な確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等の生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等のきめ細かな支援を講じるためのものである。

第1 災害相談計画

1 住民サポートセンター（仮設）の開設

村は、被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県やその他関係機関と連携して住民サポートセンター（仮称）の開設を図る。そこでは、被災者の自立に対する援助や助成措置などともに、コミュニティの維持回復や心身のケアなど生活全般、女性の悩み相談や暴力被害者支援など、総合的できめ細かな相談窓口業務を実施するものとする。

なお、村外に避難した被災者に対しても避難先の市町村と協力及び連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援などの提供に努める。

2 各種相談業務等の実施

住民サポートセンターにおける相談内容は、概ね次のような事項である。

<ul style="list-style-type: none"> ○倒壊家屋の解体や撤去 ○各種資格証の再発行手続き（年金証書、健康保険証、免許証など） ○罹災証明書の発行手続き ○仮設住宅の入居 ○住宅金融公庫関係（返済、支払方法等） ○事業再開融資 ○災害援護資金 ○被災に伴う税金の減免措置 ○医療や保健について ○労働相談 ○その他

3 設置場所

住民サポートセンターは、村役場及び被災地の公共施設等に設置する。

第2 罹災証明書等の発行

村は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示や罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害調査や罹災証明書交付の体制を確立するため担当課等を定め、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努める。

また、県は村に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。

第3 住宅の復旧計画

被害によって住宅を失った被災者にとって、一時的に入居する村営住宅や仮設住宅などから恒久住宅への移転は切実なものがあり、早急な住宅復旧に向けての資金融資や貸付などの支援に努める。

1 住宅融資の活用

(1) 災害復興住宅資金の運用支援

村は県と協力して、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する「災害復興住宅資金」の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるように借入手続きの指導を行うとともに、融資希望者家屋の被害状況調査や被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図る。

この場合村は、資金の融通が早急に行われるように、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するように努める。

(2) 個人住宅（特別貸付）建設資金の運用支援

村は、管内で災害による住宅の被害が発生した場合に、沖縄振興開発金融公庫に対して、「個人住宅（特別貸付）建設資金」の貸付け制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。
なお、罹災者が借入れを希望する場合には、「罹災証明書」を交付する。

2 災害公営住宅の建設促進

村は県と協力して、大規模な災害が発生し住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて災害公営住宅の建設を促進する。

3 被災世帯に対する住宅融資の促進

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失いまたは破損などのために居住することができなくなった場合、住宅の補修や非住家の住家への改造などのため資金を必要とする世帯に対して、以下の資金融資の支援を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金② 生活福祉資金の災害援護資金または住宅資金③ 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金 |
|---|

第4 生業資金の貸付等

被災者などの再起のため、必要な事業資金やその他の小額融資の貸付を確保するため、以下の資金などの導入に努める。

1 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

災害により負傷または住居や家財の損害を受けた方に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年 法82号）」（以下、弔慰金法と称す。）に基づく生活の再建に必要な資金の支給や貸し付けなどを支援する。

実施主体	宜野座村（沖縄県市町村総合事務組合が村に代わり貸付事務を処理）		
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害		
貸付限度額	①療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合		
	<p>ア 家財についての被害全額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害及び住居の損害がない場合：150万円</p> <p>イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合：250万円</p> <p>ウ 住居が半壊した場合：270万円 ※住居を建て直す場合：350万円</p> <p>エ 住居が全壊した場合：350万円</p>		
貸付条件	②世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合		
	<p>ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合：150万円</p> <p>イ 住居が半壊した場合：170万円 ※住居を建て直す場合：250万円</p> <p>ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）：250万円 ※住居を建て直す場合：350万円</p> <p>エ 住居の全体が滅失又は流失した場合：350万円</p>		
貸付条件	所得制限	世帯人員	住民税における前年の総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。		
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）		
据置期間	3年（特別の場合5年）		
償還期間	10年（据置期間を含む）		
償還方法	年賦、半年賦		
貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）		

2 生活福祉資金の災害援護資金

低所得階層対策の一環で、国や県の補助金を財源として、災害を受けたことにより困窮から自立更正するのに必要とする経費について、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、地域の社会福祉協議会が低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける制度である。

なお、貸付の対象は、救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯であり、さらに、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

■ 生活福祉資金の内容

①支援の種類	貸付
②貸付限度額	150万円
③据置期間	貸付の日から1年以内（災害の場合は2年以内）
④償還期限	7年以内
⑤貸付利子	3%（据え置き期間は無利子）

3 母子父子寡婦福祉資金

母子寡婦福祉資金貸付制度は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子家庭、父子家庭に対し、就労や児童の就学、事業開始等で必要となった資金、あるいは災害により被災してその再建のための資金などに対して、都道府県が貸し付ける制度である。

本制度の窓口は、市町村や社会福祉協議会となっており、本村においても災害により被災した母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、貸付の支援を行う。

4 株式会社日本政策金融公庫資金

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 更生資金 | ② 恩給担保貸付金 |
| ③ 遺族国債担保貸付金 | ④ 引揚者国庫債券担保貸付金 |

第5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

1 災害弔慰金の支給

①実施主体	宜野座村
②対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする
③支給対象	‘②’により死亡した者の遺族に対して支給する（配偶者、子、父母、孫、祖父母）
④弔慰金の額	(ア)生計維持者が死亡した場合 500万円 (イ)その他の者が死亡した場合 250万円
⑤費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、村（4分の1）
⑥申請先	村で取りまとめ沖縄県市町村総合事務組合に申請

2 災害障害見舞金の支給

①実施主体	宜野座村
②対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第2条）であって、住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする
③支給対象	‘②’により、精神または身体に障害を受けた者に対して支給する ・両眼が失明したもの ・そしゃく及び言語の機能を廃したもの ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両上肢の用を全廃したもの ・両下肢をひざ関節以上で失ったもの ・両下肢の用を全廃したもの ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
④弔慰金の額	(ア)生計維持者が死亡した場合 250万円 (イ)その他の者が死亡した場合 125万円
⑤費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、村（4分の1）

第6 災害義援物資、義援金の募集及び配分

1 義援物資の受入れ

村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、村ホームページにて情報発信番号、日時を記載して掲載する。

国民に対する公表は村公式LINEやSNS、報道機関を通じて村ホームページから最新情報を確認するよう案内する。

2 義援物資の保管・仕分け・輸送

村は、義援物資の保管・仕分けを行い、輸送についてはボランティア等の協力を得て行う。

3 義援物資の配布

義援物資の配布は、村本部が協議のうえ決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に、食糧品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

4 義援金の受入れと配布

県、日本赤十字社各機関と連携のもと、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

(1)委員会の設置

義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、県が中心となり義援金配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者とする。

(2) 受付窓口の開設

村は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

また、義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

(3) 義援金の配分計画

村は、委員会から配分計画に基づき送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

第7 租税の徴収猶予及び減免措置

村長は、地方税法、村税条例に基づき、被災者の状況により村税等の徴収猶予及び減免を行う。

1 減免

被災納税者等が災害によって損害を受けた場合は、申請に基づき被災者の状況に応じて減免を行う。

- 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、保育料徴収金等も同様の措置を適時、適切に行う。
- 個人住民税、固定資産税、軽自動車税などについて一部減免又は免除する。

2 徴収の猶予

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

3 期限の延長

災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

第8 職業のあっせん

村は、災害により離職を余儀なくされた被災者の把握に努めるとともに、近隣の公共職業安定所と協力して臨時職業相談所の開設し、早期再就職の促進に努める。

第9 被災者生活再建支援法の適用

1 基本方針

「被災者生活再建支援法」(以下、支援法と称す。)は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災における被災者に対するこれまでの生活再建支援策(災害援護資金の貸付などの低利融資や税の減免措置等)だけでは、生活の再建が困難な場合も見られたことから、これらの教訓も踏まえ、甚大な被害を受けた被災者の自立した生活再建を支援するため、平成10年5月に成立した法律であり、本村においても同法の適用による被災者の生活再建に努める。

村は、支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けて自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続きを行う。対象は、本村の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

村は、被災者からの申請を受け付け、それらをまとめて県に提出する。県は、委託先の被災者生活再建支援法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。なお、支援金の支給事務については被災者生活再建支援法人が実施するが、法人から委託を受けた場合は、村が実施する。

2 支援法の適用

区 分	基 準 内 容
ア) 適用基準	<p>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震・津波等の自然災害により生じた被害が何れかに該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、該当起因が自然現象によるものは対象となる。）を支援法適用の対象とする。</p> <p>ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号及び第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村</p> <p>ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p> <p>エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）</p> <p>オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）</p> <p>カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、又は、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）</p>
イ) 対象世帯	<p>自然災害による対象世帯</p> <p>ア 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p>

3 住宅の被害認定

被害認定については、統一基準「被害の被害認定基準の統一について(昭和43年内閣総理大臣官房審議官室長通知)」によって村が行い、県がその取りまとめを行う。

4 支援金の支給限度額

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

住宅の被害程度	基礎 支援金	加算支援金		計
		住宅の再建方法	金額	
①全壊 ((2)ア)	100万	建設・購入	200万円	300万円

②解体 ((2)イ)	円	補修	100 万円	200 万円
③長期避難 ((2)ウ)		賃借 (公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
④大規模半壊 ((2)エ)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊 ((2)オ)	-	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	25 万円	25 万円

5 村の実施体制

※ 下記の(1)～(7)の後にある「◎」は村で行う事務、「●」は必要な事務を表す。

区 分	内 容
(1) ●制度の周知(広報)	
(2) ◎住宅の被害認定及び被害報告	<p>被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる以下の被害状況について県に速やかに報告する。</p> <p>ア 村名、法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所</p> <p>イ 災害の原因及び概況</p> <p>ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況(全壊(全焼、全流失を含む。以下同じ。)、大規模半壊、中規模半壊、半壊(半焼を含む。以下同じ。))及び準半壊等の被害を受けた住宅の世帯数等</p> <p>エ ウの報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一でも可。</p> <p>オ 報告の責任の明確化 自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県住民生活課の報告責任者と密接な連携を図る。</p>
(3) ◎罹災証明書等必要書類の発行	<p>申請者は、以下に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるため、村は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行する。</p> <p>ア 住民票(転居や世帯分離等により被災時点の被災者の住所や世帯構成が不明の場合は変更履歴が表示された住民票(住民票個人票、住民票附票等)を添付)</p> <p>イ 罹災証明書</p> <p>ウ 解体証明書</p>
(4) ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務	<p>被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格など被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法その他手続等の窓口業務を行う。</p>

区 分	内 容
(5) ◎支給申請書の受付・確認等	被災世帯からの申請書類は、村が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、以下に掲げる事項等処理する。 ア 支給対象額の算定 イ 添付書類等の有無 ウ その他の記載事項に関する確認
(6) ◎支給申請書等のとりまとめ	支給申請書の受付・確認等を終えた後、県に送付する。
(7) ●その他上記に係る付帯事務	

6 その他

支後金支給申請の手続、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令、同施行規則、内閣府政策統括官(防災担当)通知等により行う。

第 10 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村、県等はそれらの制度の普及促進に努める。

第3節 農漁業及び中小企業資金融資計画

項 目	担 当	
	実施主体及び支援	関係機関
第1 農林漁業制度金融の確保	産業振興課	北部農林水産振興センター、 水産海洋技術センター、 各関係機関
第2 中小企業災害復興対策資金の活用促進	観光商工課	沖縄県、各関係機関

災害によって地域の農漁業や企業の施設などに被害を受けると、それぞれの農業業者や企業者の経営に多大な打撃を与えるのみならず、地域経済が疲弊する可能性が高いことから、この計画は、被害を受けた農業業者や中小企業者に対する災害復興対策資金の融資などに万全を期するものである。

第1 農林漁業制度金融の確保

1 農業関係

地震により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

したがって、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金に関する情報の周知を図り、活用を推奨する。

沖縄振興開発金融公庫の農業関係資金のうち災害復旧事業を対象とするものに農業基盤整備資金、農林漁業施設資金（災害復旧）、農林漁業セーフティネット資金がある。

その他に交付対象となる農業災害資金を借り入れた被害農業者に対しては「沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金等補助金交付要綱」に基づく利子補給等の助成を活用し、農業の経営改善及び復興を図る。

なお、天災融資法を適用されない災害に対しては、県の「沖縄県農業災害資金利子補給事業補助金交付規程」を適用した低利の資金融通を促進する。

2 林業関係

被災林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を促進するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を促進し、早期復旧を図る。

3 水産関係

被災漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を促進し、被害の安定を図るよう努める。また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備及び業船資金等の活用を推進するとともに、漁業協同組合（同連合会）の系統金融の活用を推進する。

沖縄振興開発金融公庫による資金貸付

対象者	農林漁業者
制度の内容	<p>沖縄振興開発金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業セーフティネット資金 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資 ○農林漁業施設資金 災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資 ○農業基盤整備資金 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資 ○林業基盤整備資金 森林、林道等の復旧のための資金を融資 ○漁業基盤整備資金・漁船資金 漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資

第2 中小企業災害復興対策資金の活用促進

村は、被害を受けた中小企業者が沖縄振興開発金融公庫などの中小企業関連の融資が受けられるよう金融相談を行い、必要と認める場合は、相談者に対して県（）及び関係機関を斡旋し、有利な制度資金の活用ができるように努める。

第4節 復興の基本方針

項目	担当	
	実施主体及び支援	関係機関
第1 復興計画の作成	関係各課	
第2 がれき処理	関係各課	
第3 防災集落構造づくり	関係各課	
第4 特定大規模災害時の復興方針等	関係各課	沖縄県等

被災地の復興は、被災者の生活再建を優先的に支援するとともに、再び起こりえる災害の防止に配慮した施設の復旧などを図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復旧を進め、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第2 がれき処理

村は県及び関係機関と協力して、がれきの処理方法を確立するとともに、仮置場や最終処分場を確保し、計画的な収集や分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行う。

また、環境汚染の未然防止並びに住民や作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

第3 防災の集落構造づくり

防災のまちづくりに当たっては、避難場所や避難路及び延焼遮断帯、防災活動拠点ともなりえる幹線道路や公園、河川、漁港などの骨格的な基盤施設、さらに防災上必要な安全地区の整備促進とともに、水道施設や電柱などのライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設置などを基本的な目標とする。

第4 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合、村は、必要に応じて県と共同して復興計画を策定する。また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。